平成22年度　東向陽台第二会館改修工事

図面リスト

A	建　　築　（全体）		M	機械設備		E	電気設備	
1	特記仕様書　1		1	機械設備特記仕様書		1	電気設備特記仕様書	
2	特記仕様書　2		2	改修平面図、器具表		2	改修　電気設備図	
3	特記仕様書　3					3	改修　照明器具表	
4	特記仕様書　4							
5	工事区分							
6	現況敷地・整備計画							
7	既存会館平面図							
8	既存会館　各立面図							
9	解体・改修部分　立面図							
10	改修部分　平面図							
11	改修部分　各立面図							
12	既存和室2,3展開図　　改修部分展開図							
13	既存集会室・ｽﾃｰｼﾞ　展開図							
14	改修部分集会室・ｽﾃｰｼﾞ　展開図							
15	改修部分　調理場展開図、下駄箱詳細図							
16	建具表							
17	外構工事　ｺﾞﾐ置場・ﾌｪﾝｽ　詳細図							

有限会社　池下建築設計　一級建築士事務所

〒981-3302　宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3

Tel・Fax　022-348-8555　　E-mail:ikesita@sunny.ocn.ne.jp

（平成２２年５月版　建築改修工事特記仕様書　宮城県土木部営繕課）

特　記　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1　工事番号・名称　　平成22年度　東向陽台第二会館　改修工事
2　工　事　場　所　　富谷町東向陽台三丁目　地内
3　用途地域等
　都市計画区域（・㊥・　外）　用途地域（　　）
　防火地域等（・　防火　・　準防火　・　指定なし　・　２２条　）◯
　その他の地域・地区（　　）
4　主　要　用　途　　集会所
5　敷　地　面　積　　　　㎡
6　工事の概要
　既存会館改修工事　（外部：屋根・外壁・破風等）　（図示）
　（内部：床・壁・天井仕上げ、間仕切壁変更、建具等）　（図示）
　機械設備改修工事　（図示）
　電気設備改修工事　（図示）
　外構工事　（図示）
7　別　途　工　事

8　そ　の　他
　建物工事は、平成２２年１０月４日以降の着手とする。

9　特記仕様書の範囲
　特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
　・構造特記仕様書　・外構工事特記仕様書　・植栽工事特記仕様書
　・解体工事特記仕様書　・電気設備工事特記仕様書　・機械設備工事特記仕様書
　・　・

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1．共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（平成19年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
　ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（平成19年版）」（以下「標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書(平成18年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。
　なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。
2．特記仕様
　1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
　2）特記事項は、・印㊒のついたものを適用する。・印のつかない場合は※印のついたものを適用する。・印と※印㊒のついた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の＜　＞、（　）及び［　］内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
Ⅰ 総則共通事項	① 一般事項	・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ・ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲　※　図示 ・
	② 適用基準等	㊒ 建設工事執行規則（昭和39年3月宮城県規則第9号） ㊒ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成21年4月1日施行） ㊒ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成17年版） ㊒ 宮城県建築工事写真撮影要領（宮城県土木部制定　平成12年版）
	3．概成工期	工事工期より　　日前　〈1.1.2〉
	④ 工事実績情報（CORINS）の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　〈1.1.4〉 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 （請負額が2,500万円未満の場合は、受注時のみ） ・ 適用しない
	⑤ 発生材の処理等	発生材の処理　〈1.3.8〉 ・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 受入れ施設名・所在地(km) ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの

種　類	受入施設名	所在地（Km）	備　考
・ コンクリート塊	小鶴沢処理場	12ｋｍ	
・ アスファルトコンクリート塊			
・ 建設発生木材	小鶴沢処理場	12ｋｍ	
・ コンクリートから成る建設資材			
・			

・その他の廃棄物（安定型）

種　類	受入施設名	所在地（Km）	備　考

・その他の廃棄物（管理型）

種　類	受入施設名	所在地（Km）	備　考

上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器　・有（数量：　）　・無　[5.4.3]

PCB含有シーリング材　・有（施工範囲は図示）　・無　[5.4.4]

PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。

アスベストの処理
吹き付けアスベスト除去工事　・有(図示　)　・無
受け入れ施設名・所在地(km)
アスベスト成形板除去工事　・有(図示　)　・無
受け入れ施設名・所在地(km)

ヒ素又はカドミウム含有石膏ボードの処理
ヒ素又はカドミウムボード　・有(図示　)　・無
次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。
＜対象となる石膏ボード＞
小名浜吉野石膏（株）　いわき工場　昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード（株）　八戸工場　平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
指定する処分場
【名称：　所在地(km)　】

⑥ 電気保安　・ 適用する　※ 適用しない　〈1.3.3〉

⑦ 事故報告　〈1.3.10〉
工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。

⑧ 建築材料等　材料の品質等　〈1.4.2〉
※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

環境への配慮　〈1.4.1〉
※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

※ ホルムアルデヒド仕様
使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
普通合板、複合フローリング等　：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆
パーティクルボード、MDF（中質繊維板）：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆
クロス類　：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆
内装工事に使用する塗料及び接着剤　：化学物質等製品安全データシート(MSDS)等にホルマリン不使用が明示されたもの

9．室内の空気中の化学物質濃度の測定　※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定　〈1.6.9〉〈1.5.9〉
試料採取及び測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプラー製造所の定める仕様により行う。

測定対象物質　※ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ（濃度指針値　100μg/m3 ・ 0.08ppm）
※ ｽﾁﾚﾝ（濃度指針値　220μg/m3 ・ 0.05ppm）
※ ﾄﾙｴﾝ（濃度指針値　260μg/m3 ・ 0.07ppm）
※ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ（濃度指針値 3,800μg/m3 ・ 0.88ppm）
※ ｷｼﾚﾝ（濃度指針値　870μg/m3 ・ 0.20ppm）

測定する室等：（　　）

採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では８時間採取する。

測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を２部提出する。
・測定結果
・試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内）、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数）
・試料採取方法、測定方法、使用した測定機器

測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

・ 総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定か所等については、別図に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。

※ 室内ＶＯＣ濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については、施設管理者に依頼する。

10．特別な材料の工法　「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

⑪ 建築基準法による風圧力等の指定　〈3.5.4〉〈3.9.3〉〈5.12.5〉

適　用　工　事	建　築　基　準　法　の　指　定
・ 合成高分子系ルーフィングシート	風速(V0)　※３０　・
・ アルミニウム笠木　・ 金属板屋根葺	地表面粗度区分　・Ⅱ　・Ⅲ
・ 折板葺　・ ガラスブロック	多雪地域の指定　・有　・無

12．設計ＧＬ　※ 図　示　・　現状平均地盤高

⑬ 施工調査　施工数量調査　〈1.5.2〉
・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。　〈1.5.3〉

調査項目	調査範囲	調査方法	成　果　品

⑭ 技　能　士　・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。　〈1.6.2〉
※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。

適用工事種別	適　用　技　能　士　検　定　職　種（作　業）
以下の該当工事	・ 該当する作業がある以下の職種（作業）のすべて
鉄筋工事	・ 鉄筋施工（鉄筋工事作業）
コンクリート工事	・ 型枠施工（型枠工事作業） ・ コンクリート圧送（コンクリート圧送工事作業）
鉄骨工事	・ とび（とび作業）
ブロック ALCパネル工事	・ ブロック建築（補強コンクリートブロック作業） ・ ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
防水工事	・ 防水施工（ ・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ）
石工事	・ 石材施工（石張り作業）
タイル工事	・ タイル張り（タイル張り作業）
木工事	・ 建築大工（大工工事作業）
屋根及びとい工事	・ 建築板金（内外装板金作業） ・ スレート施工（石綿スレート工事作業） ・ かわらぶき（かわらぶき作業）
金属工事	・ 内装仕上施工（鋼製下地作業）
左官工事	・ 左官作業
建具工事	・ サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ ガラス施工（ガラス工事作業） ・ 自動ドア施工（自動ドア施工作業）
カーテンウォール工事	・ ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工（ ・ 金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ・ ＰＣｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ）
塗装工事	・ 塗装（建築塗装作業）
内装工事	・ 内装仕上施工（ ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上工事作業 ・ カーテン工事作業　）
植栽工事	・ 造園（造園工事作業）

技能士を適用しないとした職種でも、１級、２級又は単一級技能士の配置に努めること。

⑮ 完成図等　〈1.8.1〉〈1.8.2〉〈1.8.3〉
営繕工事完成引渡要領（平成９年11月14日宮城県土木部営繕課・設備室制定）により作成する。
※ 完成原図　１部
※ マイクロフィルム（県指定様式）　１部
※ 青焼２つ折製本　１部
※ 青焼Ａ４版折製本（黒表紙金文字入）　１部
※ 青焼縮小（Ａ３版）２つ折製本　１部
※ 完成図面電子データJWW形式又はDXF形式若しくはTIFF形式（解像度300DPI程度）　CD1枚

⑯ 完成写真　※ 作成する
宮城県建築工事写真撮影要領により、次のものを原版（ネガ等）とともに監督職員に提出する。

分　類	サイズ	撮影箇所数	部　数	提出様式
※カラー ・白黒	※Ｌ ・２Ｌ ・六切り	※宮城県写真撮影要領の完成写真程度 ・　箇所　枚	※１部 ・　部	※工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム（台紙寸法323×270程度） ・

・ 作成しない

⑰ 設備工事との取合い　施工範囲　各工事の区分表による。
施 工 図　設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

⑱ 火災保険等　工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類　※ 火災保険　※ 建設工事保険　・
保険期間　※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで　・

第２節　共通仮設

⑥ 仮設間仕切り　・ 設ける(図示)　〈2.3.2〉〈表2.3.1〉
・ Ａ種　・ Ｂ種　※ Ｃ種

7．監督職員事務所　※ 設けない（請負者事務所に打合せ会議室を確保する）
・ 設ける（規模　㎡程度　請負者事務所と同様　・可　・否）
備品（　　）

⑧ 工事用水　構内既存の施設　※ 利用できる（・ 有償　㊙ 無償）
・ 利用できない

⑨ 工事用電力　構内既存の施設　※ 利用できる（・ 有償　㊙ 無償）
※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く
・ 利用できない

⑩ 工事用通路　※ 指定しない　・ 指定する（図示）

第３節　防水改修工事

① アスファルト防水　改修工法の種別　〈3.1.4〉〈3.3.3〉〈表3.1.1〉〈表3.3.3～10〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所

アスファルトの種類　※ ４種　・　〈3.2.2〉

脱気装置　・ 設ける　・設けない　〈3.3.3〉
種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
施工者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

② 伸縮調整目地　〈3.3.2〉〈3.3.5〉
※ 成型伸縮目地（天端　ＥＰＴゴム、サイド　ブチルゴム製）

③ 改質アスファルトシート防水　改修工法の種別　〈3.1.4〉〈3.4.3〉〈表3.1.1〉〈表3.4.1～2〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・			※ カラー
・			・ シルバー
・			

脱気装置　・ 設ける　・設けない　〈3.4.3〉
種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
施工者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

④ 合成高分子系ルーフィングシート防水　改修工法の種別　〈3.1.4〉〈3.5.3〉〈表3.1.1〉〈表3.5.1〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・			※ カラー
・			・ シルバー
・			

脱気装置　・ 設ける　・設けない　〈3.5.3〉
種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
施工者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

⑤ 塗膜防水　改修工法の種別　〈3.1.4〉〈3.6.3〉〈表3.1.1〉〈表3.6.1〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・			※ カラー
・			・ シルバー
・			

脱気装置　・ 設ける　・設けない　〈3.6.3〉
種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
施工者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

⑥ シーリング材の種別及び施工箇所　〈3.7.2〉〈表3.7.1〉
※ 被着体に応じたものとし、改修標仕表３．７．１を標準とする。
・ 改修標仕表３．７．１によらない箇所及びシーリング材料

改修標仕表３．７．１によらない箇所	シーリング材料

⑦ シーリング改修工法　改修工法の種別　〈3.1.4～7〉〈表3.1.2〉

改修工法の種類	施工箇所
㊒ シーリング充てん工法	外壁・ｻｯｼ周り
・ シーリング再充てん工法	
・ 拡幅シーリング充てん工法	
・ ブリッジ工法（　　）	

⑧ とい　〈3.8.2〉〈表3.8.1〉

材　種	防　露
・ 配管用鋼管（ＳＧＰ）	※ 改修標仕表３．８．４～５により行う
・ 硬質塩化ビニル管（ＶＰ）	
・	

特記無き限り既存のとい受け金物を使用する。

鋼管製といの防露巻き　〈3.8.3〉〈表3.8.5〉
※ 表３．８．５による。
・

9．ルーフドレイン　※ 鋳鉄製　〈3.8.3(h)〉
※ 鋳型　・ 横型

10．アルミニウム製笠木　部材の種類　〈3.9.2〉〈表3.9.1〉
・ 押出　２５０形　・ 押出　３００形　・ 押出　３５０形
・ 板材折曲げ形
付属部品の材料、角各部並びに突当り部等の役物は、笠木本体製作所の仕様による。

表面処理　〈3.9.2〉〈表5.2.2〉
※ Ｂ－１種　・ Ｂ－２種

11．防水保証　・ アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、施工業者との連名の保証書を提出する。
塗膜防水については、メーカー・防水業者が通常定めている期間として、作成し提出する。

第４節　左官工事

⑤ 養生　家具の移動　・ 行う（図示）　・ 行わない　〈2.3.1〉
既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管　・ 行う　・ 行わない
養生の方法
保管場所

第５節　タイル工事

第６節　木工事

第７節　金属工事

第８節　建具工事

① 仮囲い　※ 設ける
仮囲いの位置及び延長は図示による。
・万能鋼板（H=　）・波形鉄板（H=　）・単管シート（H=　）
・シートゲート（H=　，W=　）×　箇所
・ 設けない

② 交通誘導員　・ 配置する（　ヶ月　×　人　＝　人月）　・ 配置しない

③ 工事表示板　※ 設置する　設置枚数　１枚
営繕工事における工事及びコスト表示要領（平成１４年２月６日宮城県土木部営繕課・設備室制定）による。
・ 設置しない

④ 足場その他　内部足場　※ 脚立、足場板等　・　〈2.2.1〉
外部足場　※ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　〈表2.2.1〉
防護シート　※ 設ける　・ 設けない
材料の運搬　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　〈表2.2.2〉
・ Ｄ種　※ Ｅ種
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

工事名	東向陽台第二会館改修工事				
備考					
建築工房 kura	(有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名：特記仕様①
981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺

図面NO：A-1

4 外壁改修工事

1．ひび割れ部改修

・ コンクリート打放し仕上げ

工法	材料	ひび割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
※ Uカットシール材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
	・ シーリング材PU－2 ・ 可とう性エポキシ樹脂	1.0～1.5未満 1.5～2.0未満～未満	

・ モルタル塗り仕上げ

工法	材料	ひび割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
※ Uカットシール材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
	・ シーリング材PU－2 ・ 可とう性エポキシ樹脂	1.0～1.5未満 1.5～2.0未満～未満	

・ タイル張り仕上げ

工法	材料	ひび割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
※ タイル貼り除去後・Uカットシール材充てん工法・樹脂注入工法の上タイル張替え工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	0.2～0.3未満 0.3～0.5未満 0.5～1.0未満	
	・ シーリング材PU－2 ・ 可とう性エポキシ樹脂	1.0～1.5未満 1.5～2.0未満～未満	
・ タイル部分張替え工法	・ ポリマーセメントモルタル ・ エポキシ樹脂		
・ 目地ひび割れ改修工法	※ 既製調合目地材		

・ 樹脂注入工法 <4.3.4(c)>

ひび割れの幅 (㎜)	0.2～0.3未満	0.3～0.5未満	0.5～1.0以下
注入孔の間隔 (㎜)	200程度	300程度	300程度
注 入 量 (cc/m)			

コアの抜取り検査 ・ 行う ※ 行わない <4.3.4(f)>

2．欠損部改修

・ コンクリート打放し仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	エポキシ樹脂モルタル	20～30未満	
		30～40未満	
	ポリマーセメントモルタル	5～10未満	
		10～15未満	
		15～20未満	

・ モルタル塗り仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	エポキシ樹脂モルタル	20～30未満	
		30～40未満	
	ポリマーセメントモルタル	5～10未満	
		10～15未満	
		15～20未満	
・ モルタル塗替え工法	・改修標仕表4.4.1による	20程度	
	・ポリマーセメントモルタル	ﾗｽ下地25程度	

・ タイル張り仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ タイル部分張替え工法	エポキシ樹脂モルタル	20～30未満	
		30～40未満	
	ポリマーセメントモルタル	10～15未満	
		15～20未満～	
・ タイル張替え工法			

4 外壁改修工事

3．浮き部改修

・ モルタル塗り仕上げ <4.1.4>

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(㎜)	アンカーピン(本/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 一般部
			指定部	指定部	指定部
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ・ ※25 ・		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ・ ※20 ・	※12 ・ ※20 ・	
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※13 ・ ※20 ・	※12 ・ ※20 ・	
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ・ ※16 ・		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ・ ※16 ・	※ 9 ・ ※16 ・	
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※ 9 ・ ※16 ・	※ 9 ・ ※16 ・	
・充てん工法	0.25未満				
・モルタル塗替え工法					

・ タイル張り仕上げ <4.1.4>

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(㎜)	アンカーピン(本/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 一般部
			指定部	指定部	指定部
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ・ ※25 ・		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ・ ※20 ・	※12 ・ ※20 ・	
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※13 ・ ※20 ・	※12 ・ ※20 ・	
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ・ ※16 ・		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ・ ※16 ・	※ 9 ・ ※16 ・	
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※ 9 ・ ※16 ・	※ 9 ・ ※16 ・	
・タイル部分張替え工法	0.25未満				
・タイル張替え工法					

アンカーピンの材質
※ 改修標仕4．2．2（e）（f）による。
アンカーピン固定用エポキシ樹脂
※ ＪＩＳ Ａ６０２４による硬質・高粘度形
注入用エポキシ樹脂
※ 改修標仕4．2．2（a）による。

4．タイル張り

タイルの種類 <6.16.3>

施工箇所	形状寸法(㎜)	き じ 磁器	き じ 陶器	き じ せっ器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 注文	再生材利用タイル	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

タイル張替え工法のタイル張り工法は、改修標仕表４．５．３により、小口タイル以上二丁掛け以下は密着張りとする。

5．塗り仕上げ外壁

<4.1.4(d)><4.2.2(j)><表4.2.3～4>

規格名称	種類(呼び名)	仕上の形状	工法	上塗り材
・薄付け仕上げ塗材	・外装薄塗材E ・	・砂壁状 ・砂壁状じゅらく	※吹付け ・ローラー	
・厚付け仕上げ塗材	・外装厚塗材C ・外装厚塗材E ・		※吹付け ・こて	
※複層仕上げ塗材	・複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RS ※複層塗材RE ・複層塗材Si ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RS ・	・ゆず肌 ・凸部処理 ・凸凹模様	※吹付け ・ローラー	溶剤 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 外観 ※つやあり ・メタリック 樹脂 ※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ※アクリルシリコン系 (可とう形改修用塗材の場合) ・フッ素系
※可とう形改修用仕上塗材	※可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	※ゆず肌 ・さざ波	※吹付け ・ローラー	
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材		・吹付け ・こて塗り	

複装仕上塗材の耐候性 ※ 1種 (可とう形改修塗材の場合)
・ 2種
※ 3種 (可とう形改修塗材以外の場合)

6．壁仕上げ既存塗膜等の除去及び下地処理 <4.6.3>

塗膜の劣化部の除去工法	処理範囲
・ サンダー工法 ※ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法	・ 既存仕上面全体(可とう形改修塗材以外の場合) ※ 既存仕上面全体(可とう形改修塗材の場合)

5 建具改修工事

①．一般事項

改修工法 <5.1.3>
・ かぶせ工法 ・ 撤去工法
新規建具周囲の補修方法及び範囲は図示による。

見本の作成等 <5.1.5>
製 作 ※ 行わない ・ 行う（建具表による）
仮 組 ※ 行わない ・ 行う（建具表による）

防犯建物部品 ※ 使用しない ・ 使用する（建具表による）

②．アルミニウム製建具

外部に面する建具 <5.2.2><5.2.4><表5.3.2>

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(㎜)
・ A 種	S－4	A－3	W－4	70（引違い，片引き，上げ下げ窓で複層ガラスの場合では性能が確保できない場合は、100）
⊙ B 種	S－5			
・ C 種	S－6	A－4	W－5	100

※ 適用箇所は図示による

表面処理		
	外部に面する建具	※ B－1種 ・ B－2種
	内部建具	※ C－1種 ・ C－2種

B－2種，C－2種の場合 ⊙ブロンズカラー（※標準色 ・濃色）
・ステンカラー

防音ドアセット，防音サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の遮音性の等級 ・ T－1 ・ T－2 ・ T－3

断熱ドアセット，断熱サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の断熱性の等級 ・ H－2 ・ H－3

耐震ドアセット，耐震サッシ ・ 適用する（適用範囲は図示による）
※ 適用しない
適用する場合の面内変形追随性の等級 ・ D－1 ・ D－2

※集会室の防音対策として
既存アルミ窓サッシ部分は後付用樹脂ｻｯｼ内窓を設置、二重ｻｯｼ構造とする
新設テラス戸は防音性の高いｱﾙﾐ樹脂ｻｯｼの複層ｶﾞﾗｽ仕様とする

③．網戸

使用方法による区分 ※外面納まりの可動式 ・内部納まりの開き式 <5.2.3>

防虫網（線径0.25㎜ 網目16-18メッシュ）
・ガラス繊維入り合成樹脂 ※ｽﾃﾝﾚｽ(SUS 316) ・合成樹脂

防鳥網
※ステンレス（SUS304）線径1.5㎜ ピッチ15㎜

4．鋼製建具

簡易気密型ドアセット <5.3.2><5.3.4><5.3.6><表5.3.2>
※ 使用する（適用範囲は図示とする）
気密性 ※ A－3 ・
水密性 ※ W－1 ・
・ 使用しない

外部に面する建具の耐風圧性 ※ S－4 ・ S－5

建具寸法が「標準仕様書」16.3.4(a)を超える又は図示された建具に使用する鋼板類の厚さ

区分		使用箇所	厚さ (㎜)
窓	枠類	枠，方立，無目	表16．3．2に同じ
出入口	枠類	一般部分	2．3
	戸	中骨	2．3
上記以外			表16．3．2に同じ

標準型鋼製建具 ※ 使用する ・ 使用しない

5．鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット <5.4.2><5.4.6>
※ 使用する(適用箇所は図示による)
気密性 ※ A－3 ・
・ 使用しない

戸の鋼板 ※ 表面処理亜鉛めっき鋼板
・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板

標準型鋼製軽量建具 ※ 使用する ・ 使用しない

標準型鋼製軽量建具の小窓枠，がらり ※ 鋼製 ・ アルミ製

6．ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット <5.5.2>
※ 使用する（適用範囲は図示とする）
気密性 ※ A－3 ・
水密性 ※ W－1 ・
・ 使用しない

外部に面する建具の耐風圧性 ※ S－4 ・ S－5

表面処理 ・ HL ・ <5.5.4>
鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ かど出し曲げ <5.5.6>

5 建具改修工事

⑧．建具用金物

<5.6.2><表5.6.1>

金物の種類	型式	製造所
モノロック		
本締り付きモノロック		
シリンダー箱錠		
シリンダー本締り錠		
ドアクローザー		
フロアヒンジ		
ヒンジクローザー	内蔵型	
ピボットヒンジ		JISによる。
レバーハンドル	アルミ合金レバー長さ L=130程度	錠前類と同一製造所とする。

標準型鋼製建具及び標準型軽量鋼製建具(準標準型共)のドアクローザー、シリンダー箱錠は公共工事標準型とする。

マスターキーの作成 ・ 要 ・ 不要
・ 不要(既存マスターキーで施解錠可能とする。)

9．自動ドア開閉装置

性能 ・ スライディングドア <5.7.2><表5.7.1～2>
・ スイングドア

センサーの種類 ・ 光線式（反射）スイッチ <5.7.3><表5.7.3>
・ マットスイッチ式
・ タッチスイッチ
・ 補助センサ併用
・

凍結防止装置 ・ 要 ※ 不要
全半開装置 ※ 設ける（半開幅＝ ）
・ 設けない

10．重量シャッター

<5.9.2><表5.9.1>

種類	シャッターケース	耐風圧性能	開閉方式	保護装置
・ 一般シャッター	※ 設ける ・ 設けない	・ 50 ・ 80 ・ 120 ・	※ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式	障害物感知装置(自動閉鎖型) ※ 設ける ・ 設けない
・ 防火シャッター ・ 外部用 ・ 内部用	※ 設ける ・	(JIS A 4705による強さの区分)	※ 上部電動式(手動併用)	障害物感知装置(自動閉鎖型)を設ける。
・ 防煙シャッター				

11．軽量シャッター

<5.10.2><5.10.4>

開閉形式	シャッターケース	耐風圧性能	スラットの形状	保護装置
※ 手動式 ・ 上部電動式(手動併用)	※ 設ける ・ 設けない	・ 50 ・ 65 ・ 80 ・ (JIS A 4705による強さの区分)	※ インターロッキング型 ※ オーバーラッピング型	障害物感知装置(自動閉鎖型) ※ 設ける ・ 設けない

12．オーバーヘッドドア

<5.11.2><5.11.3>

材質	開閉方式	収納形式	耐風圧性能	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	※ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	・ 50 ・ 75 ・100 ・125	※ 溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ ステンレス鋼板

保護装置
障害物感知装置 ※ 設ける ・ 設けない
アルミニウム形材の表面処理 陽極酸化塗装複合被膜（種類B）
耐風圧性能（JIS4715による強さの区分）
・ 50 ・ 75 ・ 100

14．木製建具

13．ガラス

<5.12.2><5.12.3><表5.12.1>

※ 外部の建具に使用するガラスは、建築基準法に基づく耐風圧性能を有すること。

※ ガラスの材料、厚さ、それぞれの種類等は建具表及び図示による。
合わせガラスの特性
・ Ⅰ類 ・ Ⅱ－1類 ・ Ⅱ－2類 ・ Ⅲ類
強化ガラスの特性
・ Ⅰ類 ・ Ⅲ類
熱線吸収板ガラス
性能 ・ 1類 ・ 2類
色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブラウン
複層ガラス
性能 ・ 1種 ・ 2種
・ 3種 （・ U3－1 ・U3－2）
・ 4種 ・ 5種
封止の加速耐久性による区分
・ Ⅰ類 ・ Ⅱ類 ・ Ⅲ類
熱線反射ガラス
日射遮へい性 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種
耐久性 ・ A類 ・ B類
色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ
・ シルバー
反射皮膜 ・ 内側 ・ 外側
映像調整 ・ 行う ・ 行わない
ガラスの留め材
・ シーリング ・ ガスケット（可動アルミ建具に限る）
防火戸のガラスの留め材は建築基準法の認定を受けたシーリング材とする。
ガラスの溝幅については、標仕(表16.13.1)による。ただし強化ガラス、合わせガラス及び倍強度ガラスの溝幅は図示による。

工事名	東向陽台第二会館改修工事				
備考		建築工房 kura	(有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録 宮城県 第06610073号	管理建築士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下 久幸 一級建築士 第280837号
		981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	Tel・Fax 022-348-8555	日付	日付

担当者	図面名	図面 NO
	特記仕様書②	A-2
日付	縮尺	

5 建具改修工事

19. ガラスブロック（中空）

ＪＩＳによる区分 <5.12.5>

表面形状による区分	モジュール呼び寸法による区分（長さ×高さ）	厚さによる区分
正方形	・１６０×１６０　・２００×２００ ・３２０×３２０	・８０ ・９５
長方形	・２５０×１２５　・３２０×１６０	・１２５

品質等

ガラスの種別	柄	目地色	金属枠	耐火性能
・一般ガラス ・乳白ガラス ・カラーガラス ・熱線反射ガラス	・無 ・有	・白 ・グレー	・アルミニウム製（表面処理　） ・ステンレス製（表面仕上　）	・規定しない ・有（　分間）

6 内装改修工事

①. 改修範囲 <6.1.3>

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
※　壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・（図示の範囲　　）

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※　壁面より両側６００mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・（図示の範囲　　）

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※　既存のまま
・（図示の範囲　　）

②. 既存床の撤去並びに下地補修 <6.2.2(a)>

合成樹脂塗床の除去方法
・　目荒工法　　⊙　機械的除去工法

③. 改修後の床の清掃範囲 <6.2.2(c)>

⊙　当該室全体　　・　図示の範囲

④. 既存壁の撤去並び下地補修 <6.3.2(a)>

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修方法
※　改修標仕４．４．９による　　・（　　）

⑤. 木　材

表面仕上げ程度　　・Ａ類　　※Ｂ類　　・Ｃ類 <6.5.1(c)>

含水率 <6.5.2(a)><表6.5.2>
構造材　（※　Ａ種　　・　Ｂ種　）
下地材　（※　Ａ種　　・　Ｂ種　）
造作材　（※　Ａ種　　・　Ｂ種　）

造作材の材面の品質　　※Ａ類　　・Ｂ類 <6.5.2(a)><表6.5.3>
・　代用樹種を使用しない箇所 <表6.5.4>
※　なし　　・　あり（　　）

⑥. 集成材

造作用集成材は改修標仕６．５．２（ｂ）（ｉｉ）による。 <6.5.2>

等級	見掛り	その他
	※　１等　・　２等	・　１等　※　２等
単材の樹種		
単材の厚さ(mm)	１０～１５	１０～１５

７. 軽量鉄骨天井下地材

野縁などの種類
屋内　　※　１９型　　・　２５型 <6.6.2><表6.6.1>
屋外　　・　１９型　　※　２５型

インサート <6.6.4>
・　既存インサートを使用する
・　あと施工アンカーを設ける

あと施工アンカーの引抜き試験 <6.6.4>
・　行う
※　行わない

耐震性を考慮した補強
・　行う
※　行わない

耐風圧性を考慮した補強（ピロティ、軒天井等）
・　行う
※　行わない

８. 軽量鉄骨壁下地材

スタッド，ランナーなどの種類は、改修標仕表６．７．１による。 <6.7.2><表6.7.1>

９. 体育館の鋼製床下地

※　JIS A 6519の規格品

⑩. ビニル床シート張り <6.8.2><6.8.3>

種類(JIS A5705)	記号	色柄	厚さ(mm)	特殊機能	工法
※　発泡層のないもの	※ＮＣ ・	※無地 ・マーブル	※　2.0 ・　2.5	・帯電防止 ・帯動荷重	※熱溶接 ・突付け
・　発泡層のあるもの	・	・	・	・	・

⑪. ビニル床タイル張り <6.8.2>

種類(JIS A 5705)	記号	寸法	厚さ(mm)	特殊機能
※　コンポジションビニル床タイル	※　ＣＴ（半硬質） ・　ＣＴＳ（軟質）	※　300×300	※　2.0 ・	・帯電防止 ・耐動加重
・　ホモジニアスビニル床タイル	・　ＨＴ	・　300×300 ・　450×450	・　2.0 ・　4.0又は4.5	・帯電防止 ・耐動加重

⑫. ビニル床タイル・ビニル床シートの特殊機能

帯電防止
・　帯電防止性能評価（JIS A 1445）1.2～3.1程度
　又は耐電圧（JIS L 1023)3kv以下
・　帯電防止性能評価（JIS A 1445）3.2～5.1程度
　又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)0.1×1010オーム未満
・　帯電防止性能評価（JIS A 1445）5.2以上
　又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)0.1×107オーム未満

耐動加重
JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、層間剥離強度試験(発泡層のあるビニルシートのみ)およびキャスター性試験等の試験後異常がないこと

⑬. 視覚障害者用床タイル <6.8.2>

材質	寸法(mm)
・　塩化ビニル系　・　せっ器質タイル系	３００×３００

⑭. ビニル幅木 <6.8.2>

材種　※　軟質・硬質・溶接
厚さ(mm)※　２
高さ(mm)※　６０　・　７５　⊙　１００

15. カーペット敷き

・　タフテッドカーペット <6.9.3><表6.9.1>

施工箇所	パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	品質	帯電性
	・（　）	・（　）	※全面接着工法 ・グリッパー工法		・6.9.3(c)(3)による

・　タイルカーペット <6.9.3>

施工箇所	種類	パイル形状	工法	総厚さ	帯電性
	※第１種 ・第２種	※ループパイル ・カットパイル	※全面接着工法 ・	※　6.5 ・	製造所の仕様による

16. フローリング張り

・単層フローリング <6.11.2～7><表6.11.3>

種別	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	工法	塗装
・　フローリングボード	※ナラ	・１５	幅　７５ 長さ500以上	・モルタル埋込み工法 ・釘止め工法 ・接着工法	・ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス ・生地のままワックス ・既塗装品
・　フローリングブロック	※ナラ	・１５	303×303		
・　モザイクパーケット	※ナラ	・１５			
・	・	・			

・複層フローリング

種別	樹種	種別	防湿処理	工法	塗装
※　複合１種フローリング ・　複合２種フローリング ・　複合３種フローリング ・　大型積層フローリング	※ナラ ・サクラ ・ヒノキ ・	・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	・行う ※行わない	・釘止め工法 ⊙接着工法 ・特殊貼り工法（体育館床）	・ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス ・生地のままワックス ・既塗装品

17. 畳敷き

畳の種別　・　Ａ種　　・　Ｂ種 <6.12.2><表6.12.1>
※　Ｃ種　　・　Ｄ種

18. 石こうボード その他ボード張り

<6.13.2><6.13.3><表6.13.5>

種類又は記号	種別など	厚さ(mm)	規格番号
けい酸カルシウム板（繊維強化セメント板）0.8ＦＫ又は1.0ＦＫ		壁　・　8(不燃) ・　10(不燃) ・　12(不燃) 天井　・　6(不燃) ・　12(不燃)	JIS A 5430（タイプ2）
グラスウール吸音ボード（吸音材料）ＧＷ－Ｂ	ガラスクロス（JIS A 3414 EP18程度）額縁張り品	25(不燃)	JIS A 6301（32K）
ロックウール化粧吸音板（吸音材料）ＤＲ	※　内部用 ・　軒天用	普通　※　9(不燃) ・　12(不燃) 立体模様　・　12(不燃) ・　15(不燃) ・　19(不燃)	JIS A 6301
せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｒ		壁　・　9.5(準不燃) ㊟12.5(不燃) ・　15(不燃) 天井　⊙　9.5(準不燃) ※12.5(不燃)	JIS A 6901
シージングせっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｓ		壁　12.5(準不燃) 天井　・　9.5(準不燃) ※12.5(準不燃)	JIS A 6901
化粧せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－ＮＣ	トラバーチン模様 色　※白・黄	天井　○　9.5(不燃)	JIS A 6901
化粧せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｄ	木目模様 木目模様（裏桟付き） 特殊模様	壁　・　9.5(準不燃) ※12.5(不燃) 天井　⊙　9.5(準不燃) ※12.5(不燃)	JIS A 6901

せっこうボードの目地処理　・　継目処理工法　・　突き付けＶ目地工法
・　突き付け工法　・　目透し工法

19. 遮音シール材

・　アクリル系シーリング材 ※　ジョイントコンパウンド <6.13.2><表3.7.1>

20. 壁紙張り <6.14.2>

施工箇所	品質	防火性能の級別
各居室・厨房・会議室		・　１級⊙２級
トイレ・廊下・ﾎｰﾙ		・　１級⊙２級
		・　１級・２級
		・　１級・２級

21. タイル張り

タイルの種類 <6.16.3>

施工箇所	形状寸法(mm)	き じ	うわ薬	役物	色	再生材	備考
		磁器	せっ器	陶器	無釉	施釉	ありなし	標準	注文	利用	
玄関・ﾎﾟｰﾁ	100*100	⊙	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・		

タイルの見本焼き　※　行わない　・　行う
内装タイルの工法 <6.16.5><表6.16.5>
・　積み上げ張り　　施工箇所（　　）
・　接着剤張り　　施工箇所（　　）

22. セルフレベリング材塗り

・　石こう系　　・　セメント系 <6.17.2>
塗厚　※　10mm　・

7 塗装改修工事

１. 防火材料 <7.1.3>

※　屋内の壁及び天井の仕上げは、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする。
・　次の箇所を除き防火材料とする。　（　　）

２. 錆止め塗料塗り <7.3.2><表7.2.2～3><表7.3.3～4>

下地	種別	下地調整	塗装種別
鉄鋼面	新規	・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
塗料の種別		屋外　Ａ種	屋内　Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	新規建具	・ＲＡ種　・ＲＢ種　※ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	新規	※ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種

③. 合成樹脂調合ペイント塗り <7.4.1～5><表7.2.1～3><表7.4.1～3>

下地	種別	下地調整	塗装種別
木部	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
鉄鋼面	新規	<表7.3.3>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	<表7.3.3>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	新規及び鋼製建具の塗替え	<表7.3.4>による	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	<表7.3.4>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

④. 合成樹脂エマルションペイント塗り <7.13.1,2><表7.2.4～7><表7.13.1>

下地	種別	下地調整	塗装種別
コンクリート面	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
ＡＬＣパネル面 押出成形セメント板面			
モルタル面	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
プラスター面	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
石こうボード	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
その他のボード等の面	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

8-1 耐震改修工事（鉄筋コンクリート工事）

①. 鉄筋の種類 <8.2.1>

規格名称	種類の記号	径(mm)
鉄筋コンクリート用棒鋼	※　ＳＤ２９５Ａ ※　ＳＤ３４５	※　Ｄ１６以下　・ ※　Ｄ１９以上　・

②. 溶接金網 <8.2.2>

※JIS Ｇ 3551規格品（　※　6.0φ×100×100　・　　）

３. 鉄筋の継手 <8.3.4>

径 19 mm 以上　※　ガス圧接　　・　重ね継手

４. 柱の帯筋 <8.3.4><図8.3.4>

・　Ｈ型　　※　Ｗ－Ｉ型　　・　Ｗ－Ⅱ型

５. 圧接完了後の抜取試験 <8.3.9>

※　超音波探傷試験　　・　引張り試験

8-2 耐震改修工事（コンクリート工事）

①. 設計基準強度 <8.1.3>

普通コンクリート（Ｎ/mm2）

設計基準強度	適用箇所
※　２１	

②. レディーミクストコンクリート <8.1.3><表8.1.1>

類別　※　Ⅰ類　・　Ⅱ類

③. 打放し仕上げの種別 <8.1.4><表8.1.3>

種別	適用箇所
・　Ａ種	
※　Ｂ種	
・　Ｃ種	

④. セメントの種類 <8.2.5>

※　普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種

⑤. 骨　材 <8.2.5>

細骨材の塩分含有量（NaCl換算）　※　0.04　%wt 以下

⑥. 混和材料 <8.2.5>

混和剤　※ AE剤又はAE減水剤標準形Ⅰ種

⑦. 軽量コンクリート <8.10.1><表8.10.1>

種別	適用箇所	気乾単位容積質量 (ton/m3)

⑧. 無筋コンクリート <6.14.1>

適用箇所は<6.14.1>によるほか、下記による。

適用箇所

⑨. 型　枠 <8.2.6>

せき板の種類　※　合板　・
せき板の塗料　※　無　・　有

⑩. コンクリートの打込み工法 <8.19.8><8.21.5>

※　流込み工法　・　圧入工法

⑪. 既存部分の撤去 <8.19.2,3>

既存仕上げの撤去範囲　※ 図示
既存躯体の撤去範囲　※ 図示

8-3 耐震改修工事（あと施工アンカー工事）

①. あと施工アンカー <8.2.4>

※　接着系アンカー　（引張耐力　　(KN)，せん断耐力　　(KN)）
　　接着剤　※ 有機系　・ 無機系
・　金属系アンカー　（引張耐力　　(KN)，せん断耐力　　(KN)）
　　打込み方式　※ 本体打込み式

②. あと施工アンカーの試験 <8.2.4>

性能確認試験　※ 行わない　・ 行う <8.11.5>
施工確認試験　※ 行う　・ 行わない

8-4 耐震改修工事（鉄骨工事）

１. 鉄骨製作工場 <8.1.5>

※　下記のグレード以上の性能評価機関の性能評価を受けて，国土交通省の認定を受けた工場
　・ Ｓ　・ Ｈ　・ Ｍ　・ Ｒ　・ Ｊ
・　本物件と同等規模構造の施工実績を有している工場で，監督職員の承諾する工場

２. 鋼材の種類 <8.2.7><表8.2.5>

材質	規格等
・ SS400	※規格品（JIS Ｇ 3101）・8.2.12(a)に合格するもの
・ SSC400	※規格品（JIS Ｇ 3350）・8.2.12(a)に合格するもの
・ STK400	※規格品（JIS Ｇ 3444）・8.2.12(a)に合格するもの
・ STKR400	※規格品（JIS Ｇ 3466）・8.2.12(a)に合格するもの
・ SN400	※規格品（JIS Ｇ 3136）
・ SN490	※規格品（JIS Ｇ 3136）

３. 高力ボルト <8.2.8>

ボルト種別	セットの種類
※トルシア形高力ボルト	※２種(S10T)　・
・ＪＩＳ形高力ボルト	※２種(F10T)　・
・溶融亜鉛メッキ高力ボルト	※１種(F8T相当)　・

４. 溶接部の試験 ※超音波探傷試験 <8.14.11><8.14.12>

５. 錆び止め塗装 <7.3.2> による。 <8.16.3>

６. 耐火被覆 <8.17.2><8.17.4～7>

種別	材料及び工法製造所	備考
・ラス張モルタル	標仕15章2節による	
・耐火材吹付け	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	※半乾式　・湿式
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		

７. アンカーボルト 材質　※ＳＳ４００　・ＳＮＲ４００Ｂ (7.2.4)

８. 既存部分の撤去 撤去範囲　※ 図示 <8.20.2>

8-5 耐震改修工事（柱補強工事）

１. 工　法

・　溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法 <8.21.5>
　溶接金網の継ぎ手　※ 重ね継ぎ手
　コンクリート及び構造躯体用のモルタルの打設
　・ 圧入工法　・ 流し込み工法
・　鋼板巻き工法 <8.21.6>
・　帯板巻き付け工法 <8.21.6>
・　連続繊維補強工法 <8.21.7>
　製造所（　　）
　接着性試験及び耐久性試験
　・ 行う　・ 行わない

２. 既存部分の撤去 撤去範囲　※ 図示 <8.21.2>

8-6 耐震改修工事（その他）

１. グラウト材 無収縮モルタル材は、製造所で調合された材料を使用する。 <8.2.10>
圧縮強度(N/mm2)：３０以上
コンシステンシー J_{14} ロート値(秒)：６～１０
乾燥収縮(×１０$^{-4}$)：０

２. 柱底等の均しモルタル 無収縮モルタル材　・ 使用する　・ 使用しない <8.2.10>

３. スリットの種類 ※　完全スリット　・　部分スリット <8.22.1>

４. スリットの充填材 耐火材の使用　・ 使用する　・ 使用しない <8.22.2>
適用箇所　※ 図示
遮音材の使用　・ 使用する　・ 使用しない
適用箇所　※ 図示

工事名：東向陽台第二会館改修工事

備考：

建築工房 kura
(有)池下建築設計　一級建築士事務所
事務所登録　宮城県　第06610073号
981-3302
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3
Tel・Fax　022-348-8555

管理建築士	設計士	担当者
池下　久幸 一級建築士 第280837号	池下　久幸 一級建築士 第280837号	
日付	日付	日付

図面名：特記仕様書③

縮尺：

図面NO：A-3

9－1（環境配慮改修工事）アスベスト含有建材の処理工事

1．一般事項

石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿則」という。)を遵守すること。

施工調査 <9.1.1(d)>
※ 行う （調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。
調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。）

調査箇所 ※ 図示 ・ （ ）

調査事項
※ アスベスト含有建材等の使用部位
※ アスベスト含有建材等の種類、厚さ
※ 施工範囲と工事範囲区分
※ 廃棄物などの搬出方法
・
・

・ 行わない。

アスベスト含有分析 <9.1.1(d)>
・ 行う（分析結果は監督職員に提出する。）
分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）

・ 行わない

アスベスト粉じん濃度測定 <9.1.1(e)>
※ 行う（測定する時期・場所等は下表による）
「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部－：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	室名等
・	測定１	処理作業前	処理作業室内（注１）	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内（注１）	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
⊙	測定４		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
⊙	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
⊙	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
			測定点総計	点	

注１：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。

・ 行わない。

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５㎜		４７㎜
試料の吸引流量	１Ｌ／min	５Ｌ／min	１０Ｌ／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	幅３μm未満、長さ５μm以上、アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／Ｌ	０．４７本／Ｌ	０．３本／Ｌ

記録する項目
ア．測定結果
イ．測定時間
ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
エ．サンプリング条件
（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ．マウンティング法
カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
キ．測定時（各測定場所ごと）の
天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関 <9.1.1(e)>
都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関

施工記録報告書の提出
１．施工計画書
２．工事記録及び工事写真
３．産業廃棄物処理記録（廃石綿）
４．施工調査等記録（条規施行調査、含有分析、粉じん濃度測定等）
５．作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
６．その他必要事項

提出部数 ３部作成

2．除去工事共通事項

専門工事業者 <9.1.2(a)>
アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。

作業主任者の選出 <9.1.2(b)>
石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。

除去作業者の教育 <9.1.2(c)>
作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けたものとする。
また、一般健康診断、じん肺健康診断を受診したものとし、肺機能に異常のないものとする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)>
排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。
ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。

表示及び掲示
更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 <9.1.2(f)>
※ アスベスト作業主任者名と職務内容
※ 関係者以外立入禁止
※ 喫煙・飲食の禁止
※ 「アスベスト除去作業中」の表示
※ アスベストの有害性
※ 取り扱い上の注意事項
※ 使用すべき保護具

周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。
※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」

保護具、保護衣 <9.1.2(g)>
作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。

除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 <9.1.3(c)><9.1.4(c)><9.1.5(C)>
※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管
※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形版を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。

3．アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹き付け材の除去工事 <9.1.3(b)>
・ 行う
・ 行わない

適用範囲 ※ 図示 ・

作業場等の隔離等 <9.1.3(a)>
※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能
※ 床面 ※ 0.15㎜以上のプラスチックシート等で二重
※ 壁面 ※ 0.08㎜以上のプラスチックシート等

ただし、（財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

セキュリティーゾーンの設置 <9.1.3(a)>
※ 下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備 ・
※	洗浄室	負圧	※ エアシャワー（温水シャワー） ・
※	前室	負圧	・ 高性能真空掃除機 ・ 使用済み保護衣保管かご

ただし、（財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

除去物及び汚染等 <9.1.3(b)>
処理方法
※ 密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化

アスベスト含有保温材の除去工事 <9.1.4(b)>
・ 行う
・ 行わない

適用範囲 ※ 図示

養生等 <9.1.4(a)>
※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法
※ 行わない
・ 行う…この場合は改修標仕<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。

除去工法 <9.1.4(b)>
※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。
※ 除去物については改修標仕<9.1.3(b)>により、密封処理とする。

4．アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有成形板の除去工事 <9.1.5(b)>
・ 行う
・ 行わない

適用箇所 ※ 図示 <9.1.5(a)>

養生
※ 作業場は、シート等により囲うこと。

除去工法 <9.1.5(b)>
※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。
※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。
※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。

9－2（断熱材）（環境配慮改修工事）

<9.5.2～3>

			厚さ(㎜)	
※ ポリスチレンフォーム（発泡プラスチック保温材）	・A種ビーズ法 ※A種押出法2種b	下記以外	※ 25 ・	JIS A 9511の規格品
	※A種押出法3種b（スキン層付き） ・	接地部分及び屋根防水部分ビット内部		
・ 硬質ウレタンフォーム保温材	※A種 ・	・		
・ 吹付け硬質ウレタンフォーム保温材	※A種１ ・	・	※ 20 ・	JIS A 9526による難燃性 ・２級 ※３級
・	・	・	・	

※ 施工範囲は建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成17年度版）７－０１－１による

土工事

⑩ ①．埋戻し及び盛土の種別
・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)
C種の場合 建設発生土受入れ量 m3
発生場所
受入条件

②．建設発生土の処理
・ 構外に搬出し適切に処理する。
・ 構外指示の場所に搬出する。
受入れ施設名・住所（km）
⊙ 構内指示の場所に敷きならす。
・ 構内指示の場所にたい積する。

11 コンクリート・パネル・押出成形セメント板工事

1．コンクリートブロック帳壁及び塀
ブロックの種類 (8.3.2)(表8.3.1)
※ 空洞ブロック １６
（ただし、設備配管用裏積等は空洞ブロック08とすることができる。）

舗装工事

⑫ 1．再生材 ※ 使用する ・ 使用しない (22.1.3)
2．盛土材料 路床の盛土材料 ・ （ ）種 (22.2.2)(表3.2.1)
3．遮断層及び凍上抑制層用材料 遮断層 ※ 川砂・海砂又は良質な山砂 (22.2.3)
凍上抑制層 ※ 再生クラッシャラン
・ 切込砂利又は切込砕石
・ 路盤用鉄鋼スラグ
4．路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験 ※ 行わない ・ 行う（※ 乱した土 ・ 乱さない土） (22.2.5)
5．路床締固め度の試験 ※ 行わない ・ 行う (22.2.5)
(22.3.3)(表22.3.1)
6．路盤材料 ※ 再生クラッシャラン ＲＣ－４０（透水性舗装の場合を除く）
・ クラッシャラン Ｃ－４０
・ クラッシャランスラグ ＣＳ－４０
7．アスファルト舗装 加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.6)
表層 ※ 再生密粒度アスファルト混合物（１３）
・ 密粒度アスファルト混合物（１３）
・
・ 細粒度アスファルト混合物（１３）
基層 ※ 再生粗粒度アスファルト混合物（２０）
・ 粗粒度アスファルト混合物（２０）
・
⑧．コンクリート舗装 早強セメント ・ 使用する ※ 使用しない (22.5.3)
溶接金網 ※ あり ・ なし
⑨．ブロック系舗装 ⊙ コンクリート平板舗装 ※ 砂目地 (22.8.2)(表22.8.1)
・ モルタル目地
・ インターロッキングブロック舗装
・ 舗石基層 ※ コンクリート舗装
・ アスファルト舗装
10．縁石及び側溝 (22.9.2)
11．砂利敷き ・ A種(通路) ※ B種(建物周辺) (22.10.2)
⑫．区画線 ※ ３種１号白 ⊙ 車椅子対応駐車場ﾏｰｸ設置

13 ユニット及びその他の工事

1．フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工場所	工法	仕上り高(㎜)	適用地震時水平力(Ks)	耐荷重性能(N)	表面仕上げ
	・溝工法（置敷工法）		・ 1.0G ※ 0.6G	・ 3,000 ・ 5,000 ・	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット
	・支柱一体型パネル工法（置敷工法）				
	・支柱分離型パネル工法（独立支柱工法）				

ボーダー部 ※ 一般部分の仕様に準ずる ・ 図示による
床表面仕上げ材の品質は第6章による。
配線取出し用切り欠きパネルは１枚／㎡以上とする。
空調用吹き出し(吸い込み）パネル ※ なし
・ 有り（※固定式 ・可変式）
施工箇所は図示

2．可動間仕切（パーテーション） (20.2.3)
構造形式による種類 スタッド式密閉形
構成材の種類 アルミニウム合金系又はスチール系
パネル表面材 焼付塗装鋼板（標準色）ｔ＝０．５以上
遮音性 ３６dB以上
防火性能 不燃

3．移動間仕切（スライディングドア） (20.2.4)
パネルの操作方法による種類 規定しない
パネル表面材の材質及び仕上げ 製造所仕様の化粧鋼板（標準色）ｔ＝０．５以上
パネル圧接装置の操作方法 ハンドル回転式又はワンタッチ上下式
遮音性 ３６dB以上
防火性能 不燃
取り付け用あと施工アンカー 材質，寸法等は図示又は製造所の仕様による

④．トイレブース (20.2.5)
表面材 メラミン化粧板（標準色）
幅木 ステンレス製 H＝６０
フレーム アルミ製
扉 厚４０中心吊りアール形アルミ製エッジ，帽子掛け戸当たり付き

5．階段滑り止め（ノンスリップ） (20.2.6)
材種 ステンレス（ＳＵＳ３０４）
ビニールタイヤ入り（幅約35㎜）
取り付け方法 ※ 接着工法 ・ 埋込み工法

6．床目地棒 (20.2.7)
ステンレスＦＢ（ＳＵＳ３０４） ５～６×１２
（床仕上げが異なる場合に設ける。但し、建具部は建具表による。）

⑦．鏡 (20.2.9)
耐湿鏡 ｔ＝５ 400*600

⑧．点検口

施工箇所	材種	寸法	形式
天井	※ アルミニウム製	※ ４５０×４５０ ・ ６００×６００	※ 目地タイプ ・ 額縁タイプ
床	※ アルミニウム製	・ ４５０×４５０ ※ ６００×６００	※ 一般型貼物用 ・ 一般型充填用

9．視覚障害者用誘導ブロック
屋外 ※ コンクリート製
・ 磁器質タイル（※１００角 ・１５０角）

⑩．手すり
木製（設置ヵ所は図示の通り）

⑪．館名札
欅板 2.1m*0.4m*0.03m（文字：東向陽台第二会館）

工事名 東向陽台第二会館改修工事

備考

建築工房 kura
(有)池下建築設計 一級建築士事務所
事務所登録 宮城県 第06610073号
981-3302
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3
Tel・Fax 022-348-8555

管理建築士	設計士	担当者
池下 久幸 一級建築士 第280837号	池下 久幸 一級建築士 第280837号	
日付	日付	日付

図面名 特記仕様書④
縮尺

図面NO A-4

各工事の区分表

工　事　項　目	建築	電気	衛生	空調	昇降	外構		備　考
構造躯体の貫通スリーブ及び箱入れ	○	○	○	○	○			各工事に必要なｽﾘｰﾌﾞは各々の工事とする（予備は建築工事）
同上貫通の開口補強	○							
同上スリーブ及び箱入れの穴埋め補修	○	○	○	○	○			
工場製作間仕切及び同左の天井,床,各種設備器具の穴開け,取付枠及び補強								
天井付各種設備器具の穴開け,取付枠及び補強・補修	※	○	○	○				※下地補強のみ建築
設備関係諸室のシンダーコンクリート	○							
屋上、屋外及び屋内設置機器及び水槽類の基礎	○							
同上　仕上（防水）	○							
同上　用架台及びアンカーボルト箱入れ,埋込み		○	○	○				
自動ドア・防火扉（シャッター含む）	○	※						※煙感からの信号、１次配線
台所用ｼﾚﾝｼﾞｬｰﾄﾞﾌｧﾝ及び浴室天井扉及び取付調整			○					ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ除く
同上ダクト接続				○				
同上電源用配管,配線及び接続		○						
ユニットバス(ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽﾙｰﾑ含む以下同じ)墨出し及び据付工事	○							
浴槽及び据付	○							浴槽パン共建築工事
ユニットバス内シャワー水栓及び取付	○							
同上廻りシーリング打ち	○							
同上への配線及び配管接続		○	○					※１次側のみ
キッチンキャビネット及び据付工事	○							
同上への配管接続			○					
吊戸棚，水切棚及び取付（バックガード共）	○							
同上への照明用電源配線及び接続		○						
洗面台及び据付			○					
洗面台カウンター表面板仕上げ（製作物のみ）	○							
同上配管接続			○					
同上への照明用及びヒーター用電源配線及び接続		○						
洗濯パン			○					
設備機器用スリーブ,給気用スリーブ及び取付			○	○				
ダクト用ベントキャップ及び取付				○				
床、壁、天井点検口（下地補強共）	○							設備盤用扉は各設備工事
換気扇及び取付枠への取付,配線		※		○				※配線は電気
換気扇取付枠及び躯体への取付				○				
床暖房工事	※1	※2	※2					※１仕上げは建築　※２電気又は空調は電気式・温水式区分による
非常用照明及び誘導灯		○						
消火器			○					
同上表示及び収納箱	○							
各種配管,ダクトの雨掛り躯体貫通部のｼｰﾘﾝｸﾞ打ち		○	○	○				
エレベーター各階出入口躯体穴開け・吊りフック	○							
エレベーター出入口三方枠・扉上部幕板					○			
三方枠廻りのノロ詰め					○			
エレベーター機械室床,穴開け復旧工事	○							
資材搬入口の仮設並びに復旧工事	○							
機器類取付後の出入口廻り(壁･床･枠等)仕上工事	○							
竪樋・ドレン・受け樋	○							
竪樋から第一桝までの接続	○							
同上第一桝以降の排水設備（桝・側溝等）						○		
マンホール、ハンドホール等の化粧蓋及びタラップ	※1	○	○					※1タラップは建築工事（躯体に設置する場合）
ＴＶアンテナ、アンカーボルト取付工事		○						
屋上点検口、各種タラップ工事	○	※	※	※				※図面特記により電気、衛生又は空調
ゴミ集積所工事（屋外）		※				○		※照明器具の設置及び配線
自転車置場（屋外）						○		
同上照明器具及び接続		○						
プロパンボンベ庫	○	※	※					
同上配管工事			○					
便所の目皿・手摺り	○							便器一体の手摺り除く
便所のペーパーホルダー			○					
手洗い乾燥機			○					
浄化槽・受水槽・オイルタンク躯体	※		○					※特殊基礎は建築工事
屋外駐車場,歩道工事						○		
雨水排水側溝設置工事						○		
同上排水管接続			○					

	工事項目・・・・・	建築	電気	衛生	空調	昇降	外構			別途	備　考
1	・仮設用の上下水道・ガス・電気等の加入金，	○	○	○	○	○	○				
2	・仮設用の上下水道・ガス・電気等に要する費	○	○	○	○	○	○				
3	１，２以外の工事及び調整等に要する上下水電気等に要する費用	○	○	○	○	○	○				
4	上下水道・ガス・電気等の加入金，負担金									○	

工　事　名	東向陽台第二会館改修工事		
備　考			

建築工房 蔵 kura
(有)池下建築設計　一級建築士事務所
事務所登録　宮城県　第06610073号
981-3302
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3
Tel・Fax　022-348-8555

管理建築士	設計士	担当者
池下　久幸 一級建築士 第280837号	池下　久幸 一級建築士 第280837号	
日付	日付	日付

図　面　名	図面　NO
各工事の区分表	A-5
縮尺	

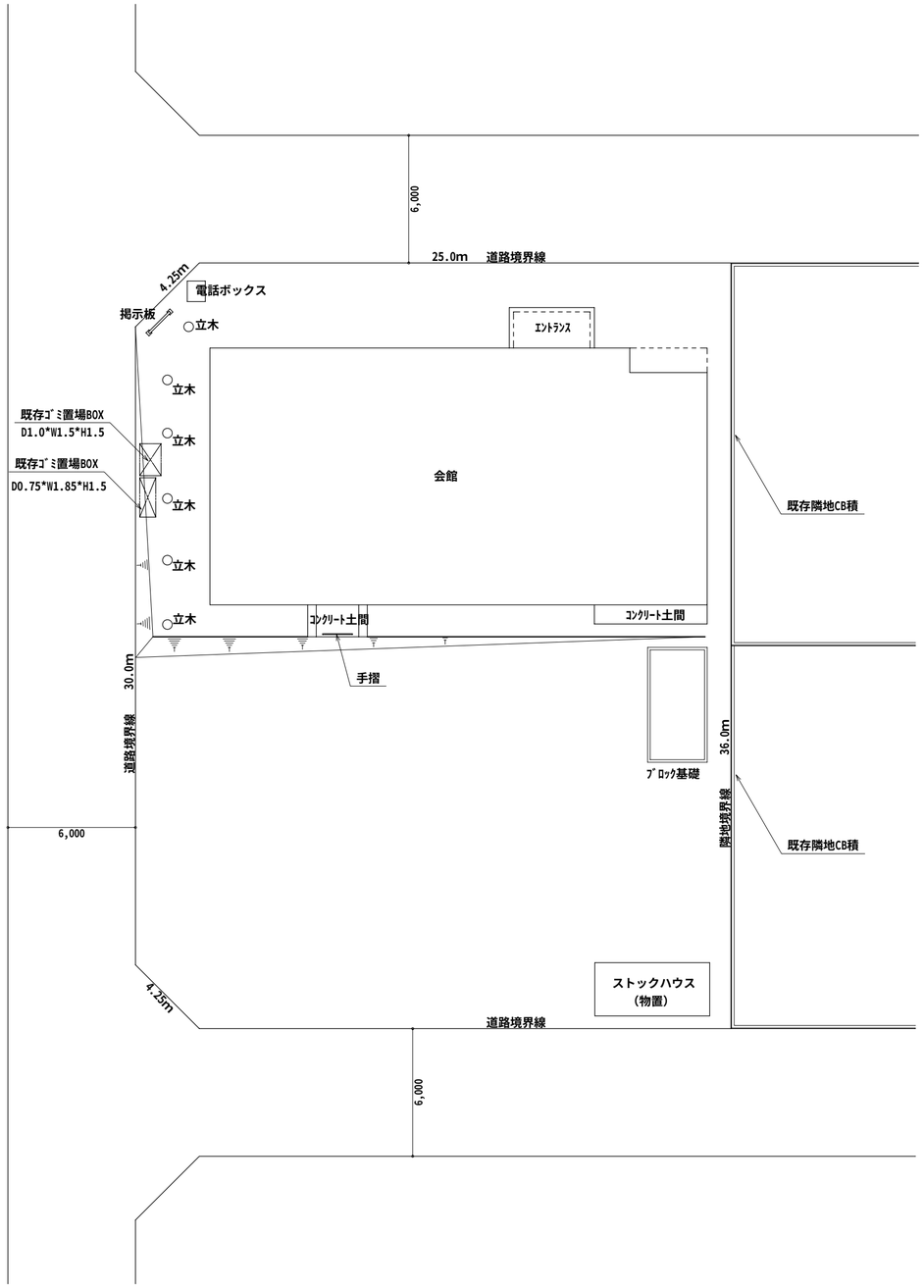

現況敷地・配置図

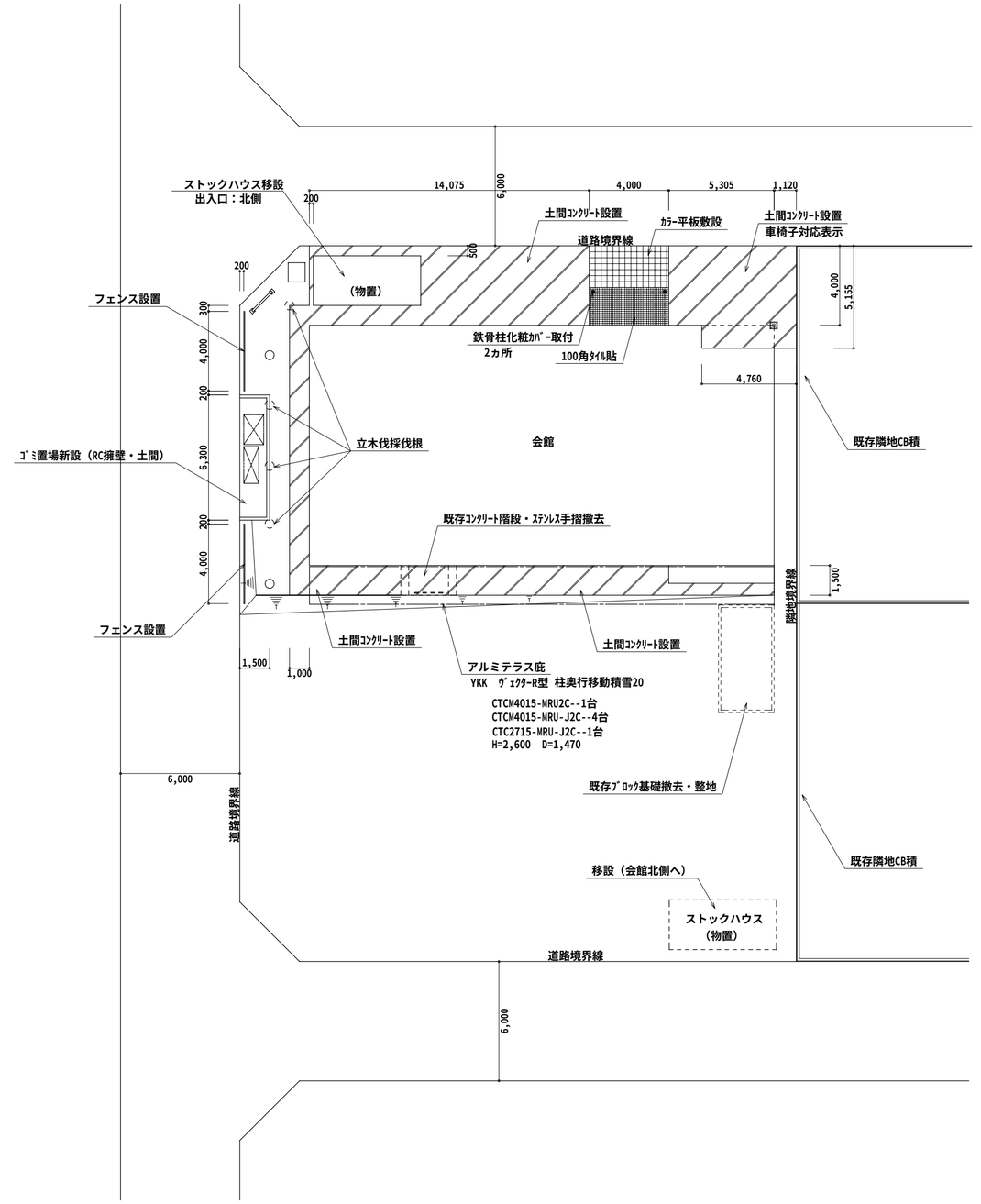

整備計画敷地・配置図

工事名 東向陽台第二会館改修工事	建築工房 kura (有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 現況敷地・配置図・整備計画敷地	図面 NO A-6
備考	981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3　Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺　S=1/200	

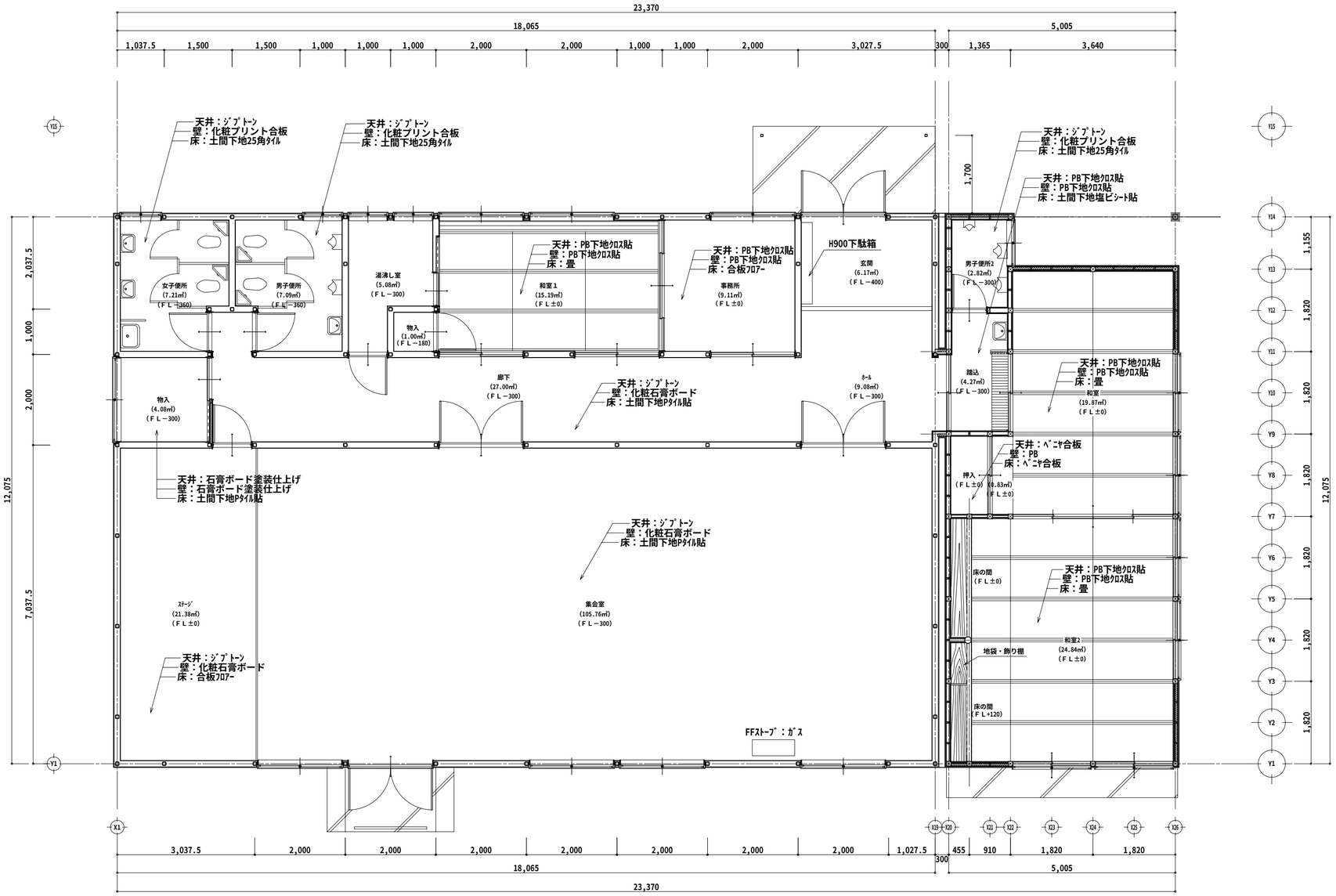

既存 平面詳細図　S:1/75

工事名	東向陽台第二会館改修工事	管理建築士	設計士	担当者	図面 NO
備考		池下 久幸 一級建築士 第280837号	池下 久幸 一級建築士 第280837号		A-7
		日付	日付	日付	
		図面名	既存 平面図		
				縮尺	1/75

建築工房 kura
(有)池下建築設計 一級建築士事務所
事務所登録 宮城県 第06610073号
981-3302
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3
Tel・Fax 022-348-8555

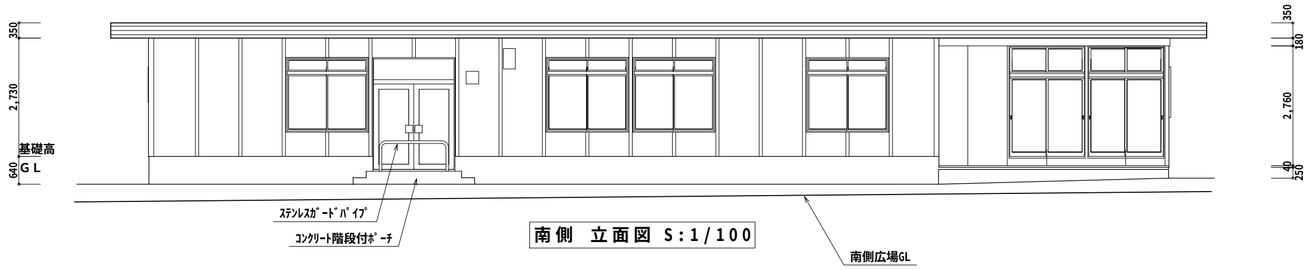

南側　立面図 S:1/100

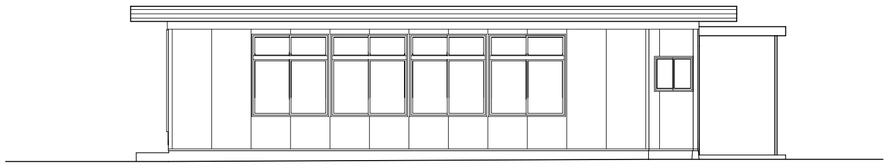

東側　立面図 S:1/100

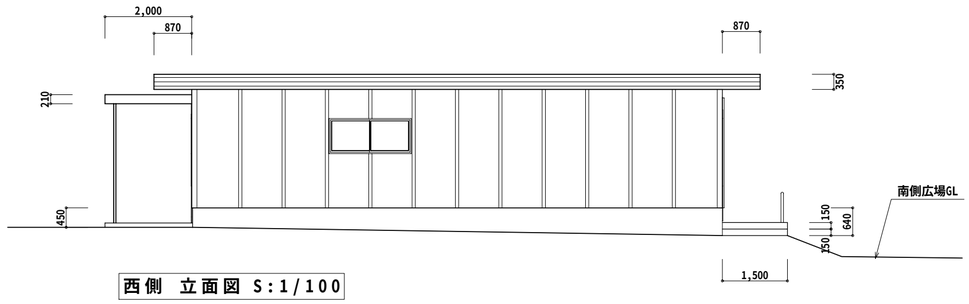

西側　立面図 S:1/100

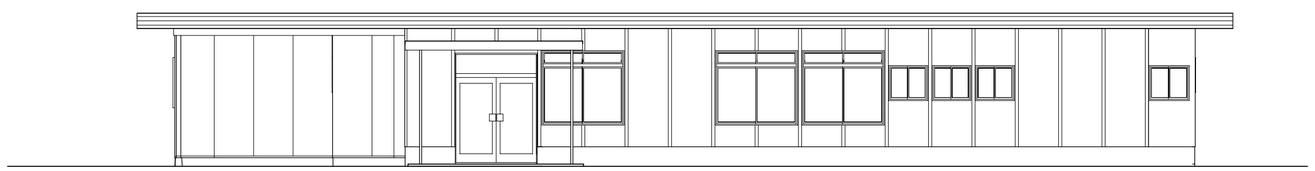

北側　立面図 S:1/100

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 蔵 kura 981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	(有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号 Tel・Fax　022-348-8555	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	担当者 日付	図面名 既存会館　各立面図 縮尺　1/100	図面NO A-8
備考								

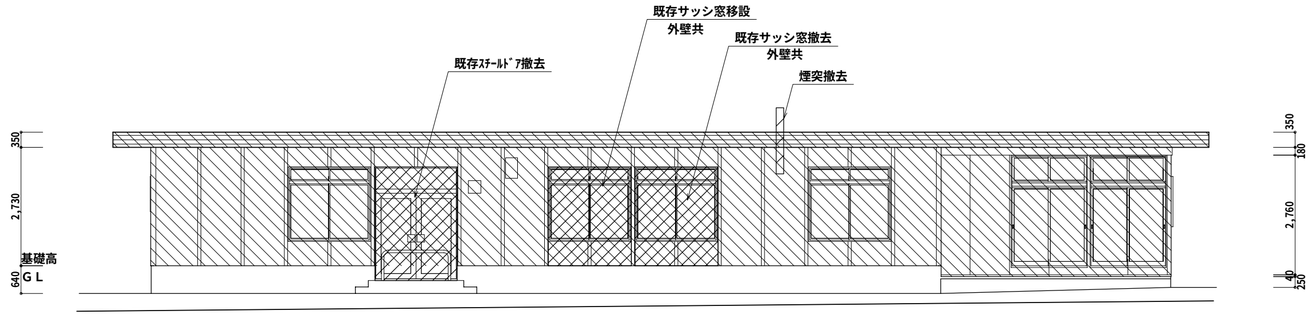

南側　立面図 S:1/100

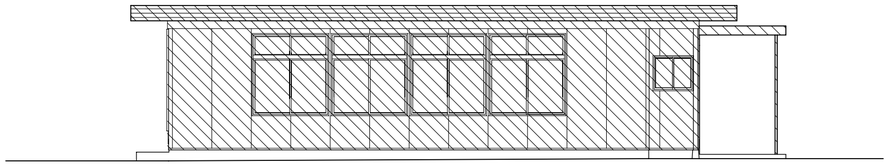

東側　立面図 S:1/100

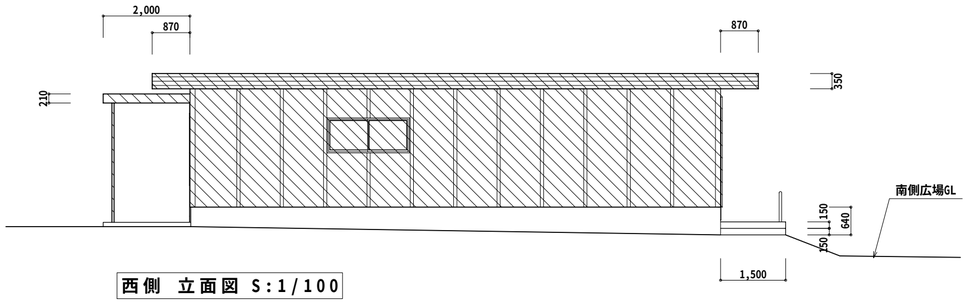

西側　立面図 S:1/100

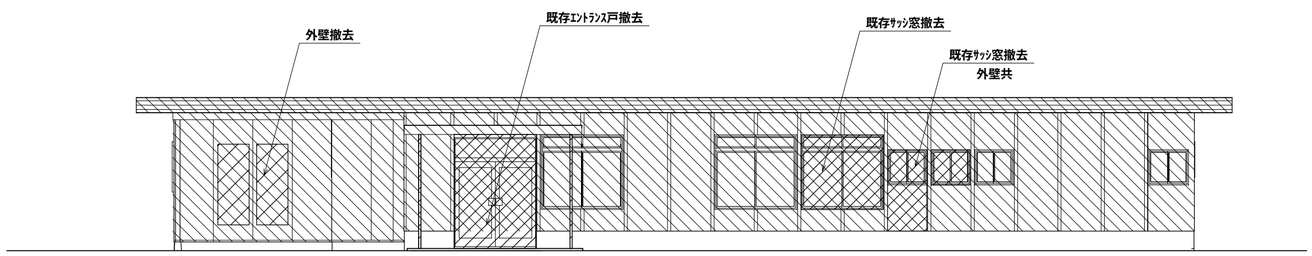

北側　立面図 S:1/100

工事名 東向陽台第二会館改修工事	建築工房 蔵 kura (有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録 宮城県 第06610073号	管理建築士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 解体・改修部分　各立面図	図面 NO A-9
備考	981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3 Tel・Fax 022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺 1/100	

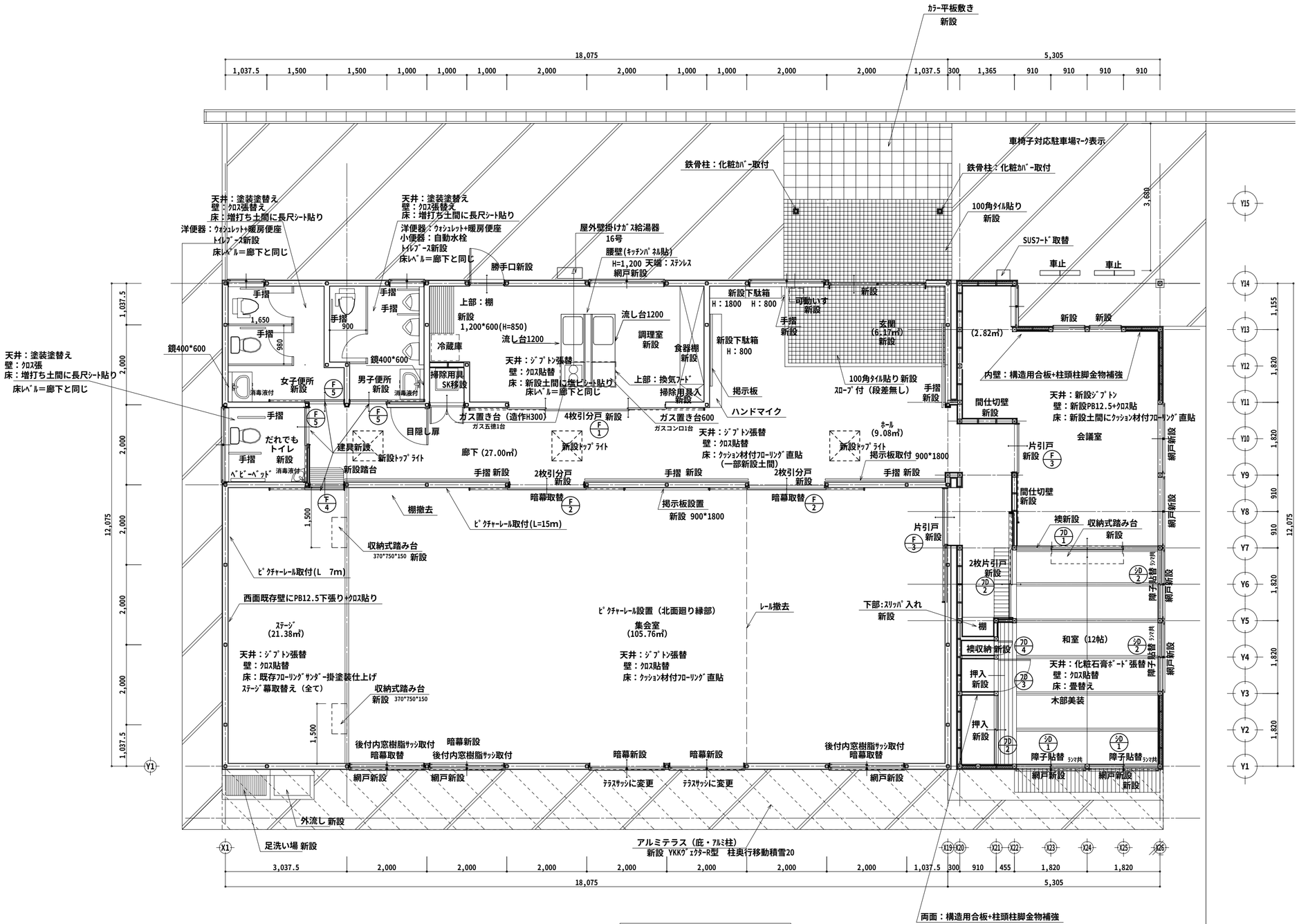

1階 平面詳細図 S:1/75

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 蔵 kura (有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録 宮城県 第06610073号	管理建築士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 改修 平面図	図面 NO A-10
備考		981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3 Tel・Fax 022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺 1/75	

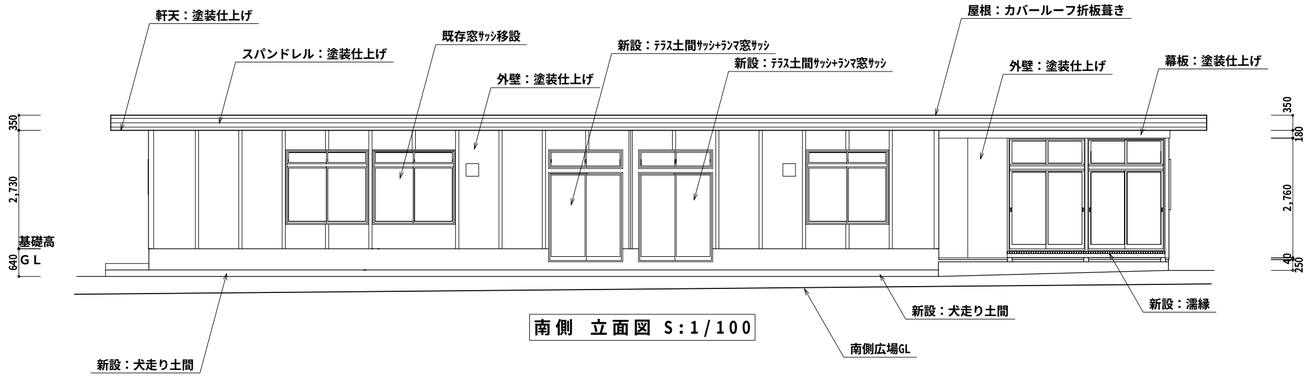

南側　立面図 S:1/100

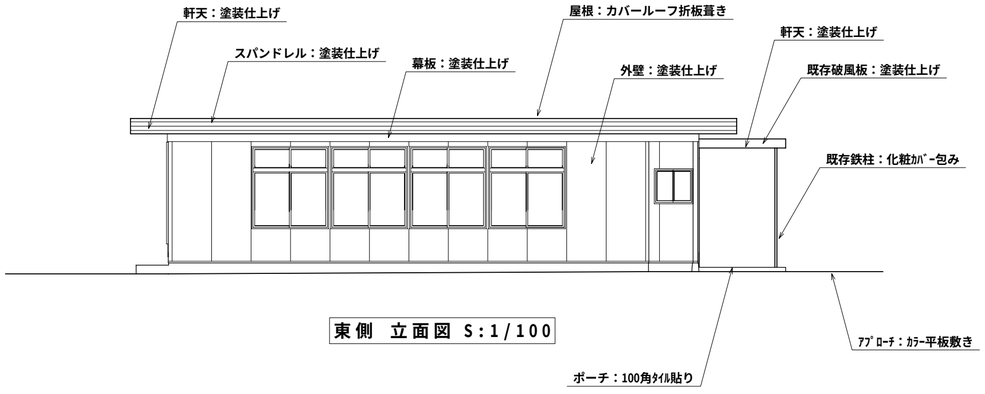

東側　立面図 S:1/100

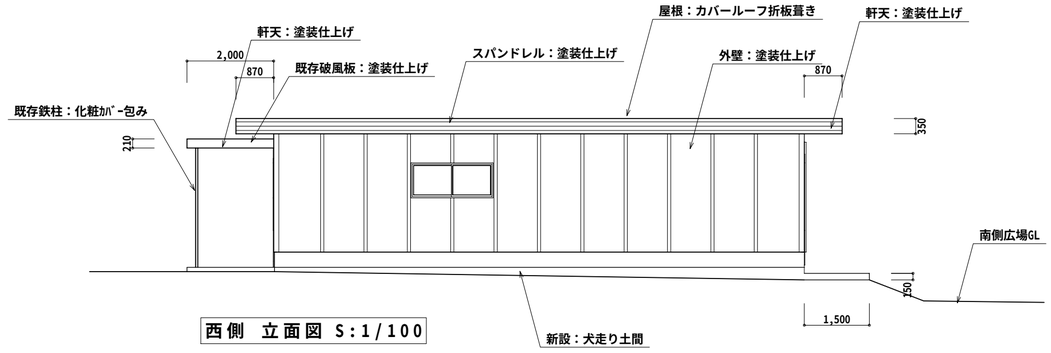

西側　立面図 S:1/100

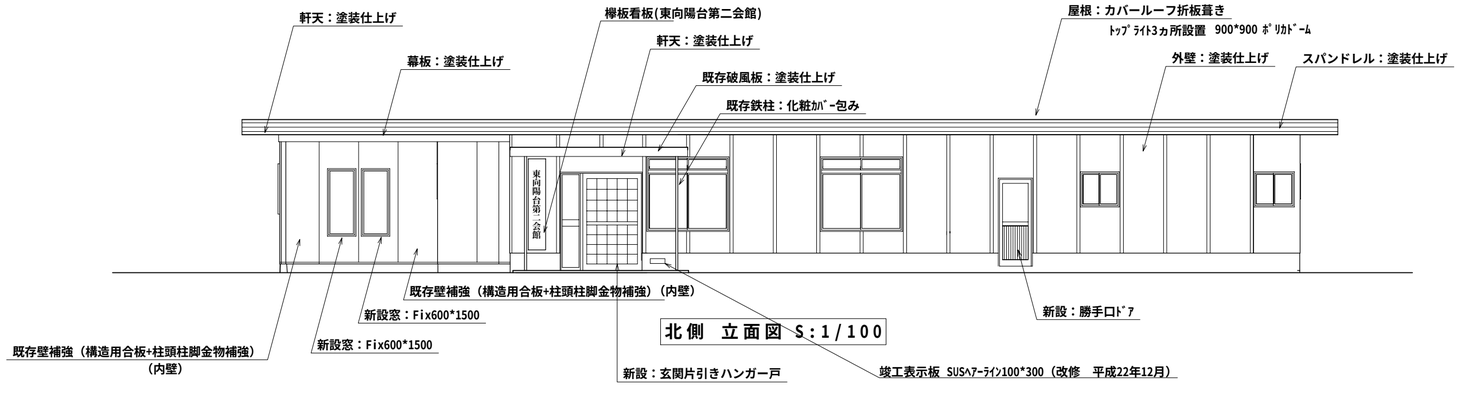

北側　立面図 S:1/100

雨樋：軒樋・縦樋全ヵ所取替え

工事名 東向陽台第二会館改修工事	建築工房 風 kura (有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 外部改修工事　各立面図	図面 NO A-11
備考	981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3　Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺 1/100	

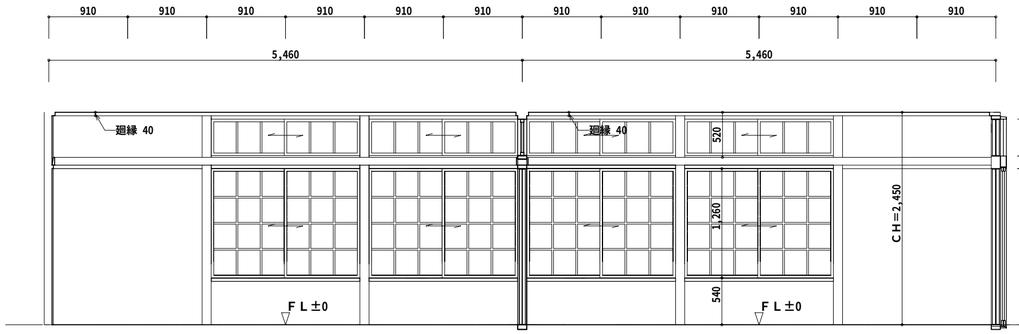

既存和室2,3　東面展開図

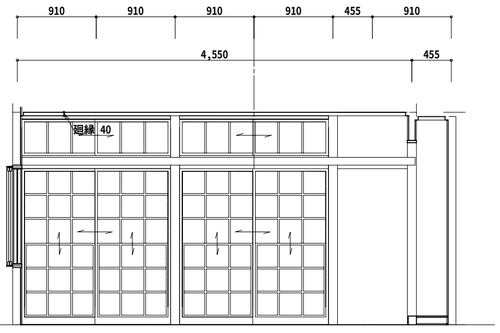

既存和室2,3　南面展開図　S=1/50

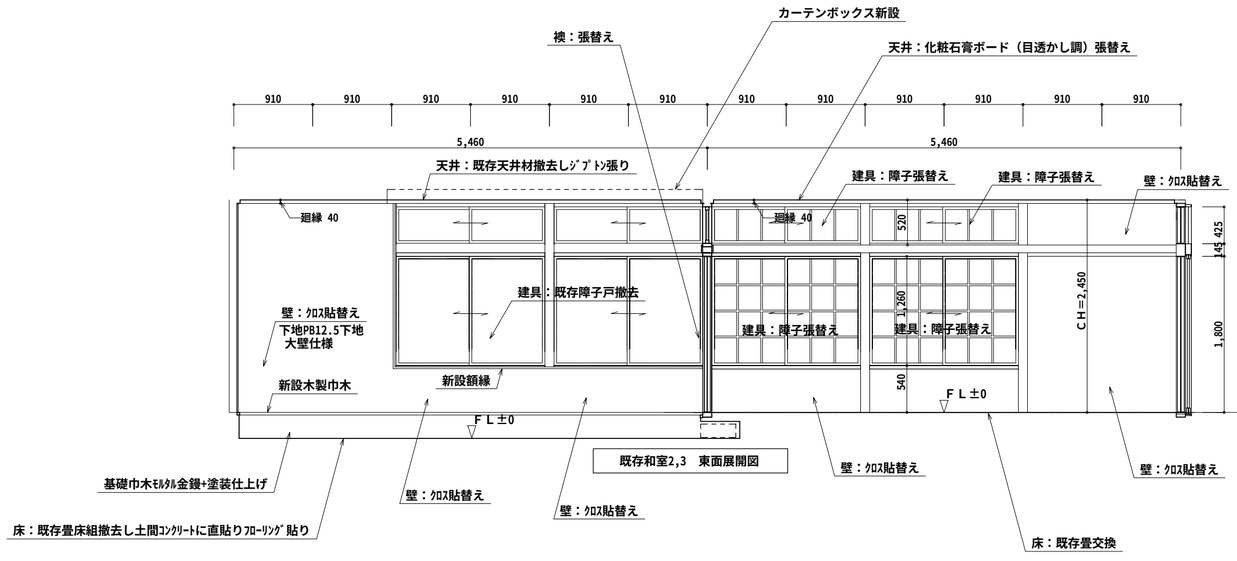

既存和室2,3　東面展開図

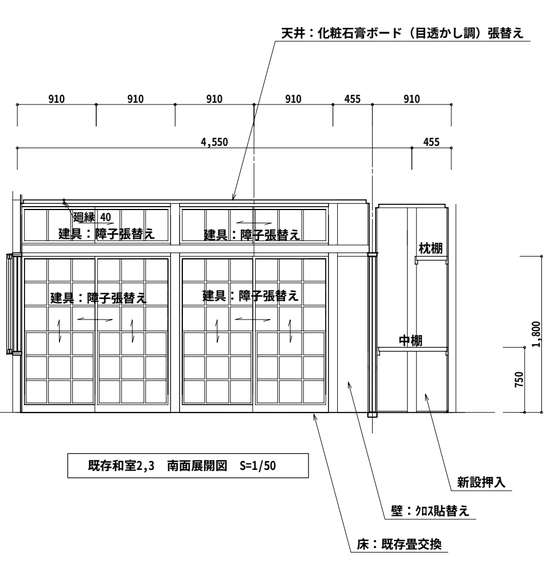

既存和室2,3　南面展開図　S=1/50

和室表し木部分は全てケレン+しみ抜き+ｸﾘｱｰ塗装仕上げ

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 蔵 kura (有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号 981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3　Tel・Fax　022-348-8555	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	担当者 日付
備考					

図面名	既存和室2,3改修　展開図	図面 NO A-12
	縮尺　1/50	

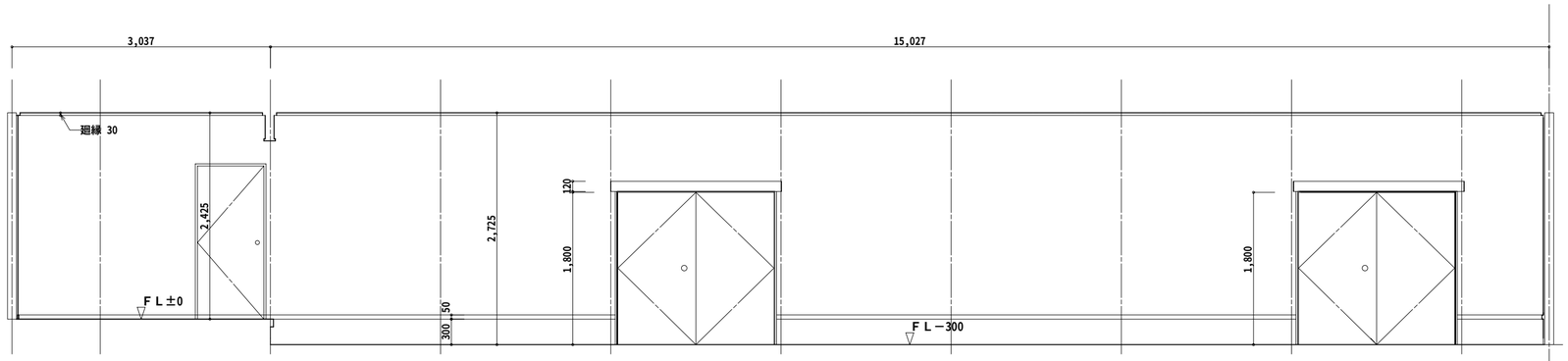

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　北面展開図　S=1/50

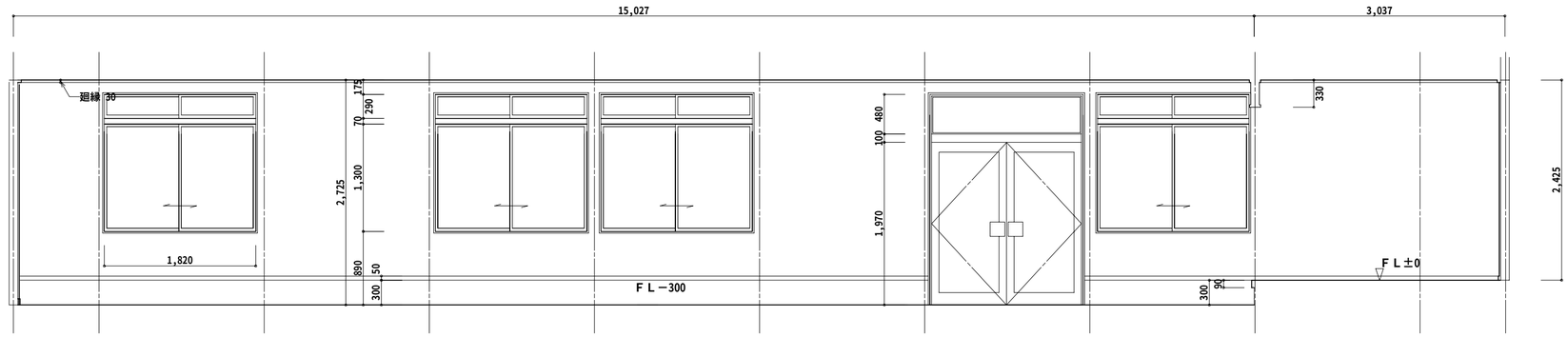

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　南面展開図　S=1/50

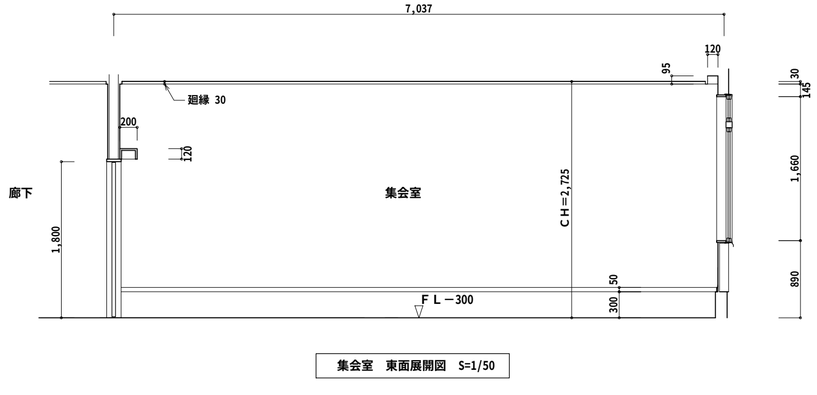

集会室　東面展開図　S=1/50

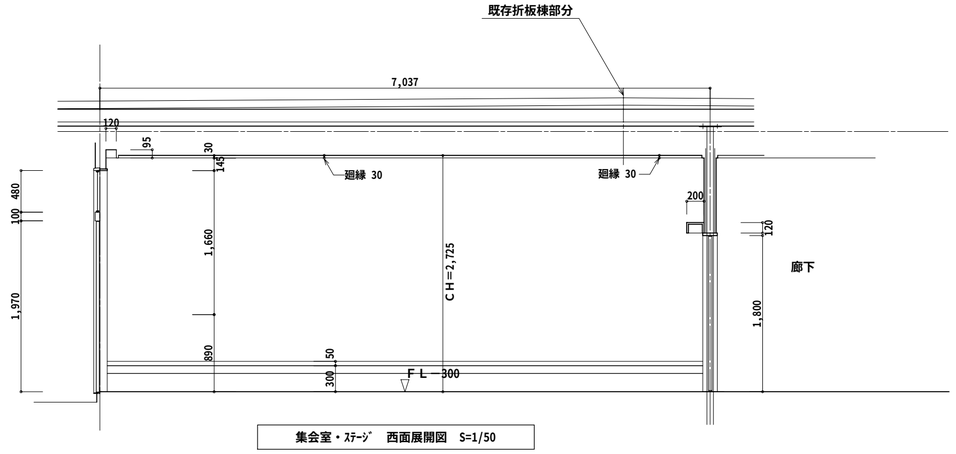

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　西面展開図　S=1/50

工事名 東向陽台第二会館改修工事	建築工房 匠 kura (有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 既存集会室・ｽﾃｰｼﾞ　各面展開図	図面 NO A-13
備考	981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3　Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺　1/50	

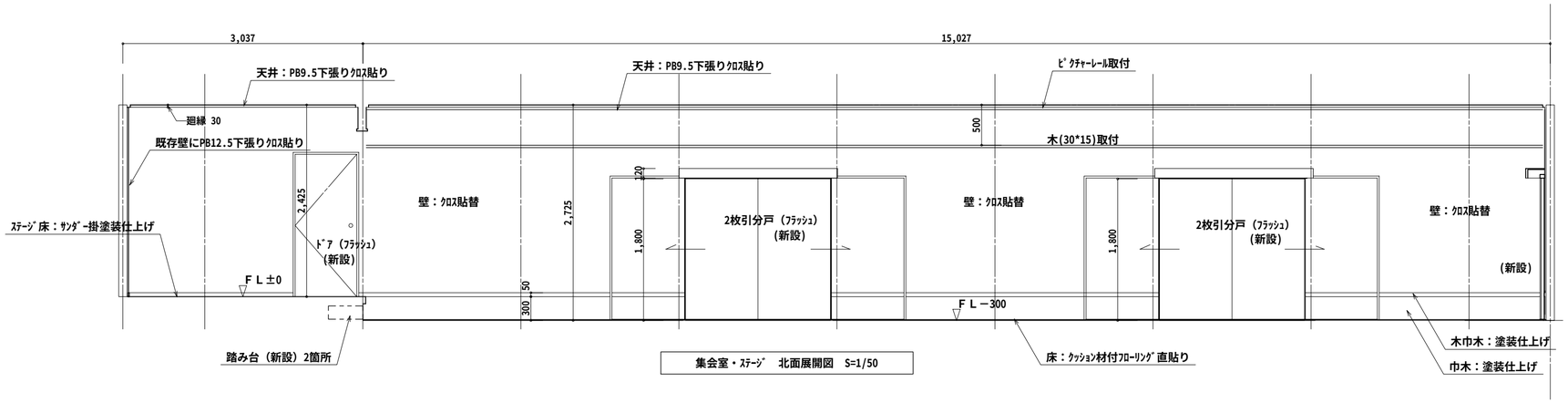

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　北面展開図　S=1/50

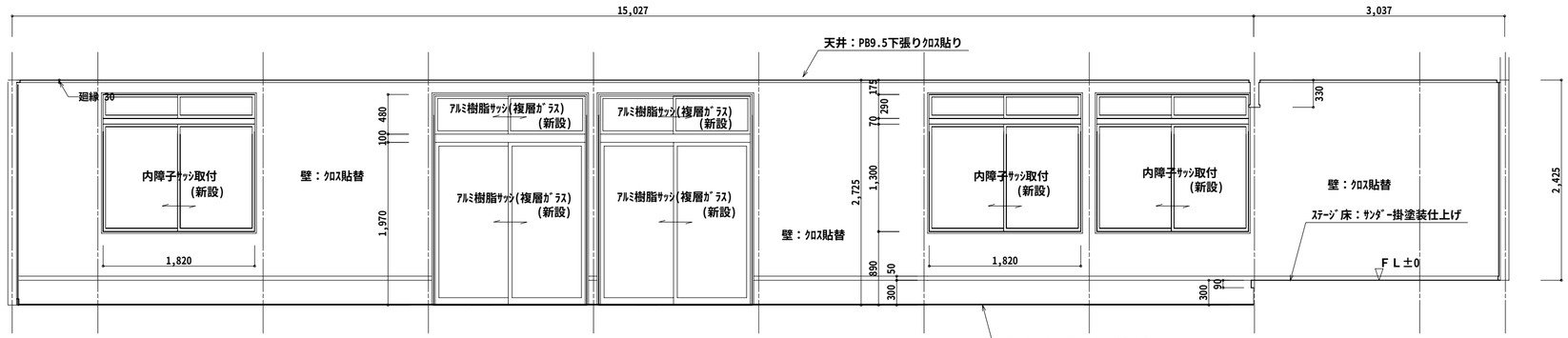

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　南面展開図　S=1/50

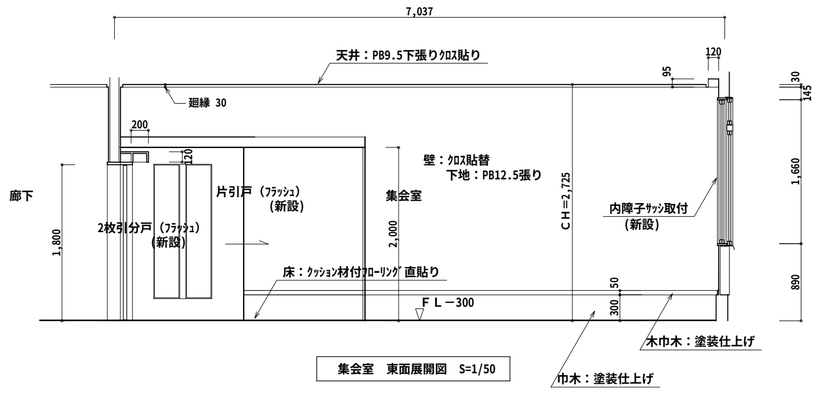

集会室　東面展開図　S=1/50

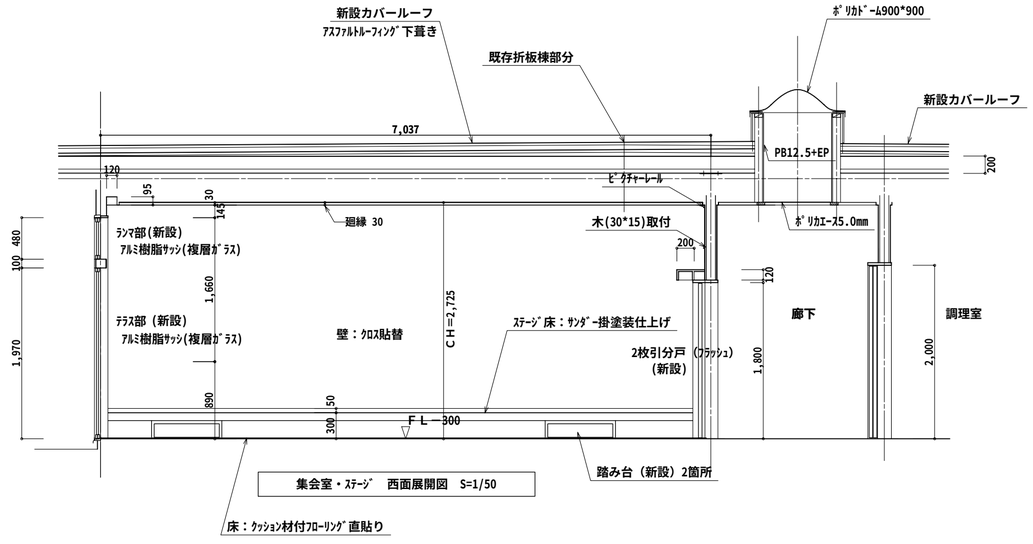

集会室・ｽﾃｰｼﾞ　西面展開図　S=1/50

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 厩 kura (有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名 改修集会室・ｽﾃｰｼﾞ　各面展開図	図面NO A-14
備考		981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3 Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付	縮尺　1/50	

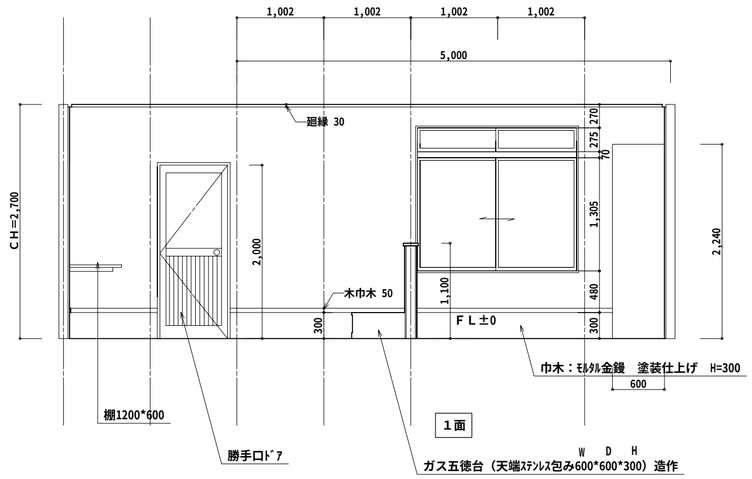

１面

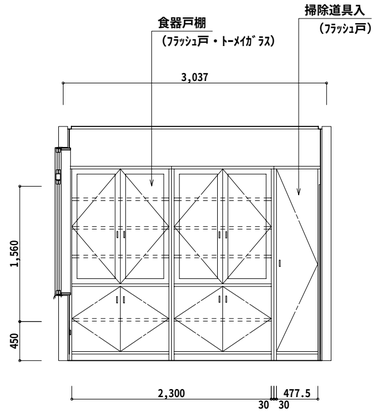

２面

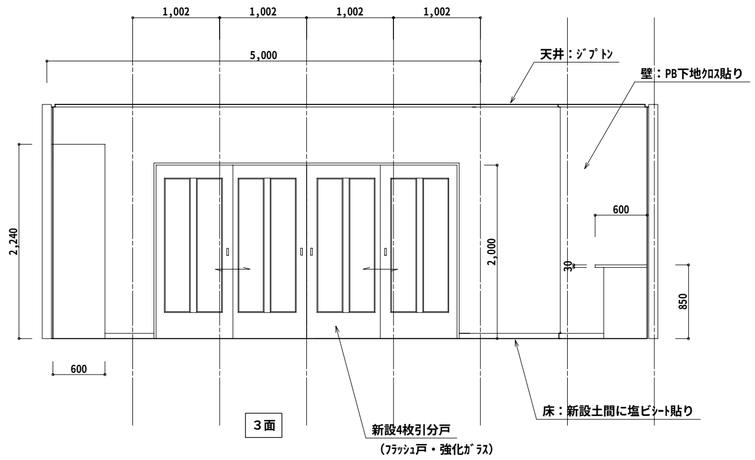

３面

和室１

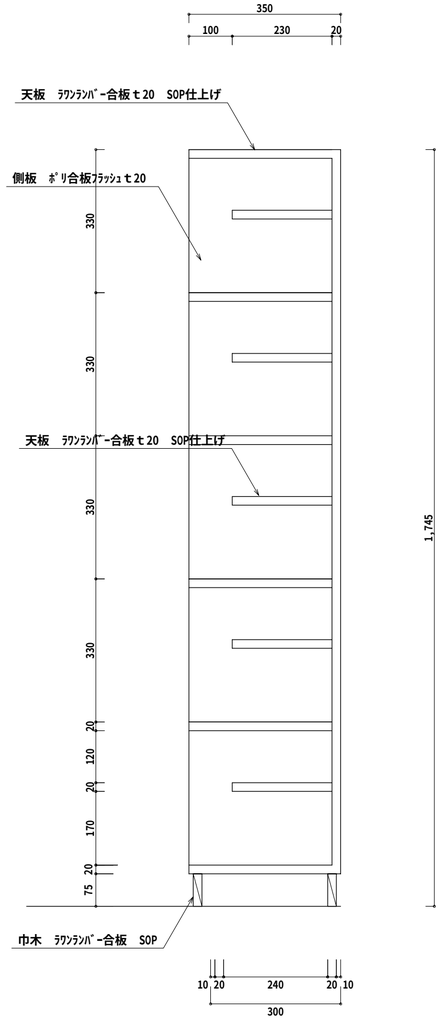

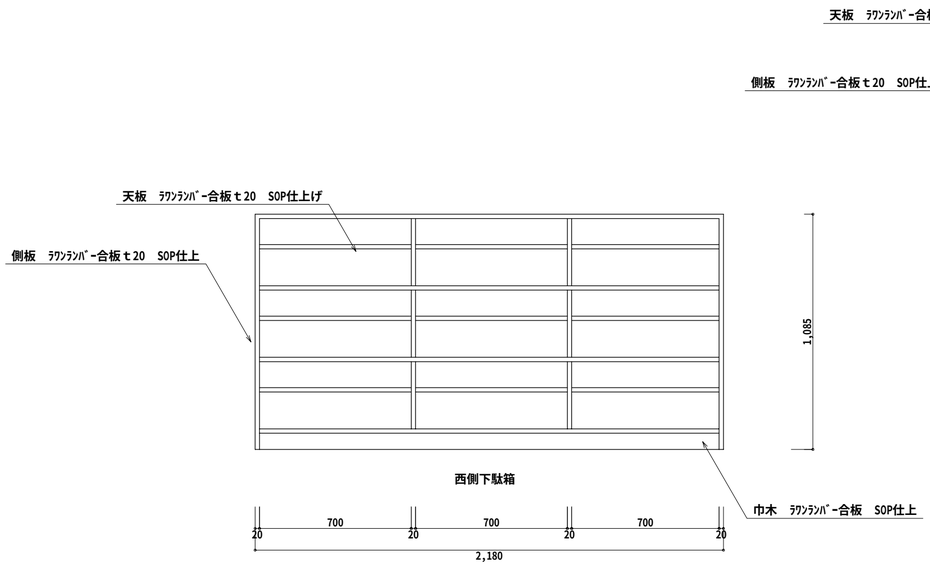

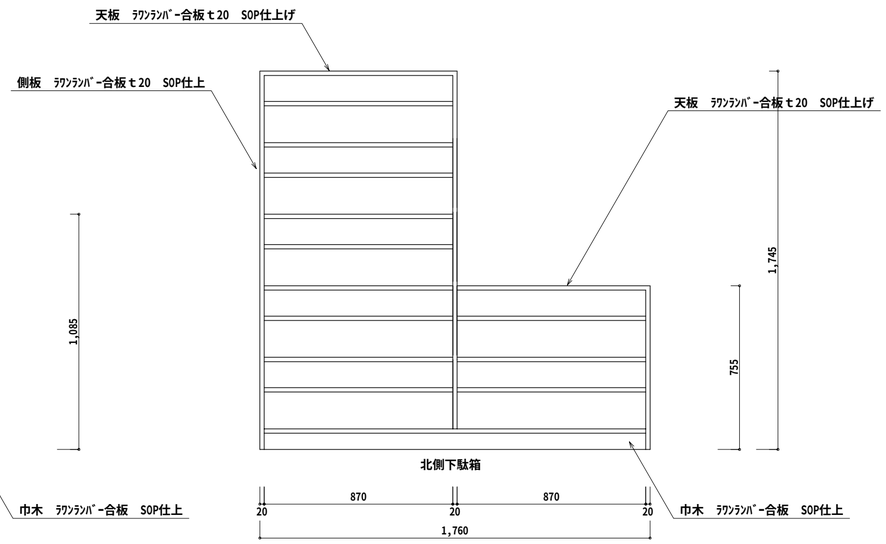

下駄箱　詳細図　S=1/10、1/20

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 蔵 kura (有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録 宮城県 第06610073号	管理建築士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下 久幸 一級建築士 第280837号	担当者	図面名	図面 NO
備考		981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3 Tel・Fax 022-348-8555	日付	日付	日付	改修計画　調理場展開図、　下駄箱詳細図 縮尺 1/50,1/20,1/10	A-15

記号	AW 既存サッシ 移設 1ヶ所	(新設)内障子ｻｯｼ取付 3ヶ所	AW ﾃﾗｽｻｯｼ+窓ｻｯｼ 新設 2ヶ所	AW 新設 FIX窓 2ヶ所	AD 新設 勝手口ドア 1ヶ所	AD 新設 玄関 1ヶ所
姿図	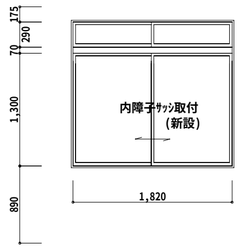	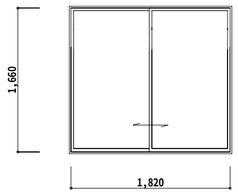	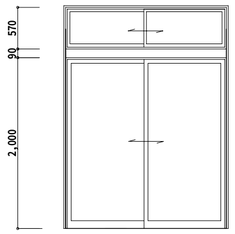	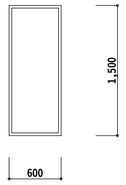	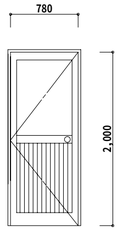	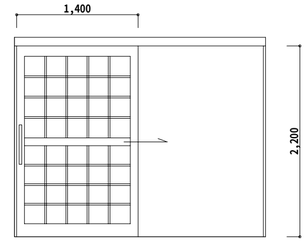
部屋名	集会室	集会室	集会室	会議室	調理室	玄関
型式	2枚引違い	2枚引違い	2枚引違い	Fix	ドア	手動ハンガー片引き戸
材質	ｱﾙﾐ製	樹脂製	アルミ樹脂製	アルミ製	アルミ製	アルミ製
見込	70	70	70	70	70	100
仕上	ｼﾙﾊﾞｰ	木目調	木目調(内部)	ﾌﾞﾗｯｸ	ﾌﾞﾗｯｸ	ﾌﾞﾗｯｸ
ガラス	3MM型	3MM型	強化5MM透明+5（複層ｶﾞﾗｽ）	3MMﾄｰﾒｲ	3MM型+ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ腰板	強化5MM型
金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式
備考						

記号	F1 (新設) 1ヶ所	F2 (新設) 2ヶ所	F3 (新設) 2ヶ所	F4 (新設) 2ヶ所	F5 (新設) 3ヶ所
姿図	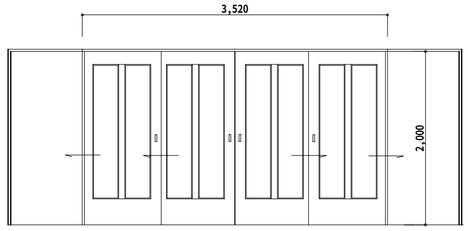	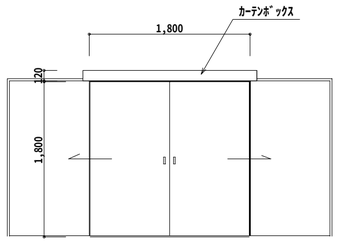	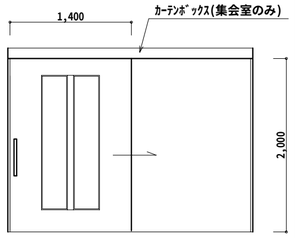	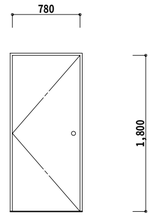	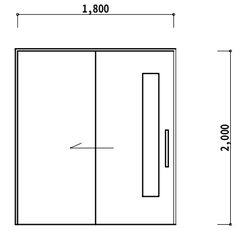
部屋名	調理室	集会室	集会室・事務室	ステージ・廊下目隠し用	各トイレ
型式	4枚引分け	2枚引分け	片引き戸	ドア	片引き戸
材質	ﾌﾗｯｼｭ額入り	ﾌﾗｯｼｭ	ﾌﾗｯｼｭ額入り	ﾌﾗｯｼｭ	ﾌﾗｯｼｭ額入り
見込					
仕上	化粧合板	化粧合板	化粧合板	化粧合板	化粧合板
ガラス	強化5MMﾄｰﾒｲ		強化5MMﾄｰﾒｲ		強化5MMﾄｰﾒｲ
金物	中央ｽﾄｯﾊﾟｰ付 附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式
備考					

記号	FD1 (新設) 1ヶ所	FD2 (新設) 2ヶ所	FD3 (新設) 1ヶ所	FD4 (新設) 1ヶ所	SD1 (既設) 2ヶ所	SD2 (既設) 2ヶ所
姿図	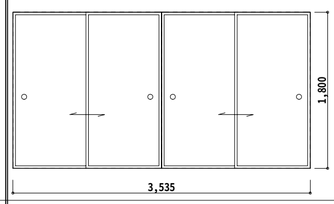	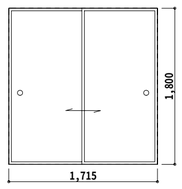	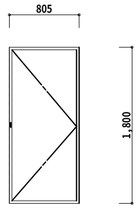	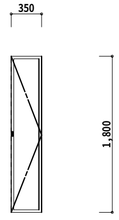	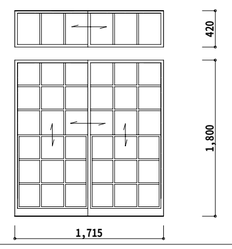	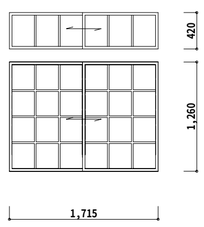
部屋名	1階和室	和室（出入口：両面、押入：片面）	和室	和室	和室	和室
型式	4枚引違い	2枚引違い	ドア	ドア	2枚引違い	2枚引違い
材質	ふすま（カシュー塗り）	ふすま（カシュー塗り）	ふすま（カシュー塗り）	ふすま（カシュー塗り）	障子	障子
見込						
仕上	ふすま紙（新鳥の子）	ふすま紙（新鳥の子）	ふすま紙（新鳥の子）	ふすま紙（新鳥の子）	既存障子紙張替え・水洗い	既存障子紙張替え・水洗い
ガラス						
金物	引手	引手	引手	引手		
備考						

工事名	東向陽台第二会館改修工事				図面名	建具表
備考					縮尺	1/50
	建築工房 蔵 kura 981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	(有)池下建築設計 一級建築士事務所 事務所登録 宮城県 第06610073号 Tel・Fax 022-348-8555	管理建築士 池下 久幸 一級建築士 第280837号 日付	設計士 池下 久幸 一級建築士 第280837号 日付	担当者 日付	図面NO A-16

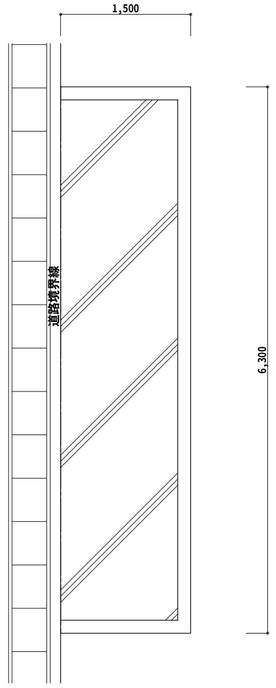

ゴミ置場RC擁壁　平面図　S=1/50

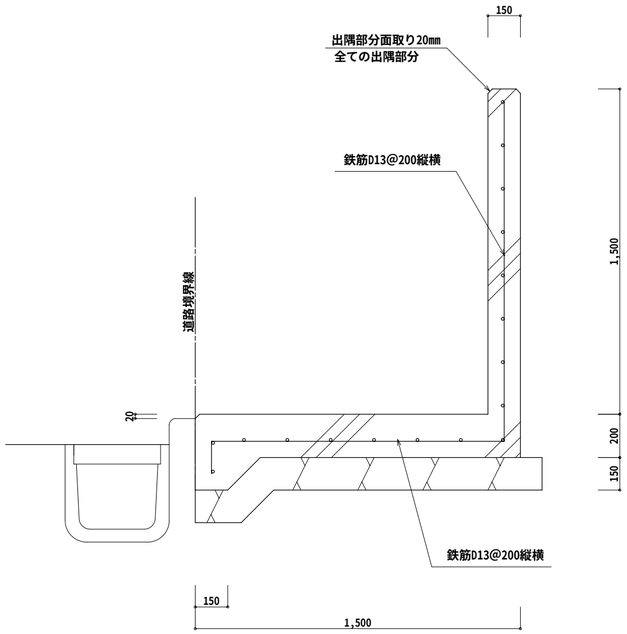

ゴミ置場RC擁壁　断面図　S=1/20

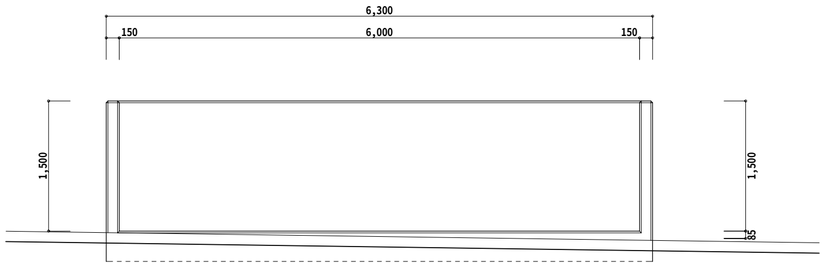

ゴミ置場RC擁壁　正面図　S=1/50

UN－A1000S－50　S=1:20

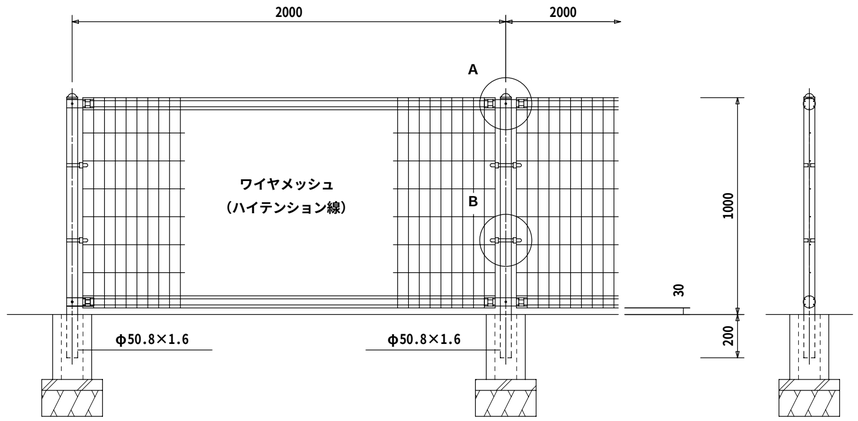

A部取付図　S=1:6

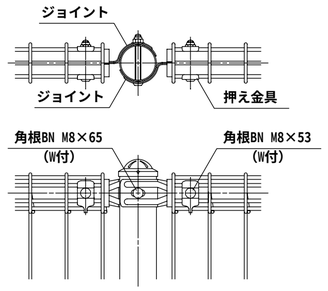

B部取付図　S=1:6

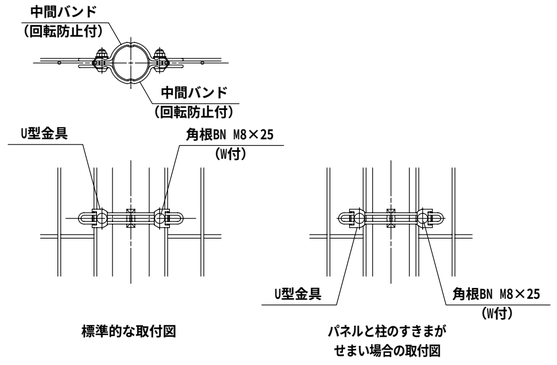

標準的な取付図

パネルと柱のすきまが
せまい場合の取付図

ワイヤメッシュ図

（　）内は芯径を示す。

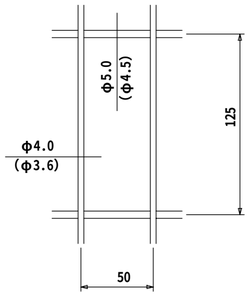

パネル断面図

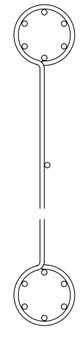

設計条件

設計荷重・・・昭和５７年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。

備考

１．外装について

・主柱、ジョイント 押え金具	・・・	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上アクリル樹脂静電粉体塗装
・バ　ン　ド	・・・	亜鉛・アルミ合金めっきの上アクリル樹脂静電粉体塗装
・ワイヤメッシュ	・・・	亜鉛めっきの上ＰＶＣ樹脂静電粉体塗装
・Ｕ　型　金　具	・・・	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上防錆着色処理
・ボルト、ナット類	・・・	溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理としワッシャは溶融亜鉛めっきのみ

工事名	東向陽台第二会館改修工事			
備考				
建築工房 蔵 kura	(有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	設計士 池下　久幸 一級建築士 第280837号	担当者
981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	Tel・Fax　022-348-8555	日付	日付	日付

図面名	ゴミ置場RC擁壁・フェンス　詳細図	図面 NO A-17
	縮尺　1/50、1/20、1/6	

電気設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事名称　平成22年度　東向陽台第二会館改修工事

２．工事場所　富谷町東向陽台三丁目　地内

３．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
集会所	鉄骨一部木造	1階				

４．工事種目（◎印のついたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別					備考
◎電灯設備						
・動力設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受変電設備						
・静止形電源設備						
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ設備						
・防犯・入退室管理設備						
・自動火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・						
・構内配電線路						外灯設備を含む
・構内通信線路						
・電波障害調査	別紙仕様書による					

５．指定部分　※　なし　・　あり　（工　期：平成　年　月　日）
（対象部分：　）

Ⅱ．特記仕様書

１．一般事項

（１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工球ﾀ，平成１９年版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，平成１９年版）」による。

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお，機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図，建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

２．特記事項

（１）項目は番号に○印の付いたものを適用する。

（２）特記事項は，◇印の付いたものを適用する。◇印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。

◇印と◎印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①．適用基準等	※　建設工事執行規則(昭和３９年３月宮城県規則第９号) ※　宮城県建築工事写真撮影要領（宮城県土木部制定　平成１２年版） ※　宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成２１年４月１日施行）
	②．機材等	※　本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ※　本工事に使用する材料の選定及び施行に当たっては，「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※　使用する材料のホルムアルデヒド仕様は，日本工業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，壁装材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	③．機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し，監督職員の承諾を受ける。 また，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は，評価書の写しを監督職員に提出するものとする。 本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し，
	４．保険	写しを監督職員に提出する。
	⑤．雇用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努める。
	⑥．施工計画書・施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書及び施工図等を作成し，監督員の承諾を受ける。
	⑦．手続き	工事の着手，施工及び完成において，官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督職員と協議の上，請負者が遅滞なく処理する。なお，当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。 別添の施工条件明示書による。
	８．施工条件	
	９．工事実績情報の登録（CORINS）	※　適用する（請負額が500万円以上の場合） 受注時，変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け，登録手続きを行い，工事カルテの受領証を，監督職員に提出のこと。（請負額が2,500万未満の場合は，受注時のみ）
	・　適用しない	
	⑩．事故報告	施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，「事故報告書」を別に指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑪．電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては，電気保安技術者を置くものとする。
	⑫．工事用電力，水，他	本工事に必要な工事用電力，水などの費用は引渡まですべて請負者の負担とする。
	⑬．工事用仮設物	構内につくることが　※　できる　・　できない
	⑭．監督員事務所	※　設けない　・　設ける（　　号・・建築工事）
	⑮．足場，さん橋類	・　別契約の関係請負者が設置したものは，無償で使用できる。　・　本工事で設置する。 なお，枠組足場を設ける場合は，「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成１５年４月策定）によるものとし，二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	⑯．工事表示板	※　設置する　設置枚数　１枚 宮城土事における工事及び表示要領（平成１４年２月６日宮城県土木部営繕課・設備室制定）により設置する。
	・　設置しない	
	⑰．工事用通路	※　指定しない　・指定する（図示）
	⑱．発生材の処理等	発生材の処理 ・　引渡しを要するもの　（　　） ・　特別管理産業廃棄物　（　・　ＰＣＢ使用機器　・　　） 受入施設名・所在地　： ・　現場において再利用を図るもの（　　） ・　再資源化を図るもの

・　その他安定型廃棄物　（　　）
受入施設名・所在地　：
・　その他管理型廃棄物　（　　）
受入施設名・所在地　：
ＰＣＢを含有する機器等については，飛散，流出がないように適切な場所に保管し，工事完了後，監督職員に引き渡す。

	⑲．残土処理	※　構内指示の場所に敷き均し　・　構内指示の場所に堆積　・　構外搬出
	⑳．耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は，「建築設備耐震設計・施工指針」（建設省住宅局建築指導課監修）による。本工事の施設分類は（　・　特定の施設　・　一般の施設　）で地域係数は１とし，設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお，（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

設計用標準震度	特定の施設		一般の施設	
設置場所	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一般及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類
・　配電盤　・　発電装置　・　ＵＰＳ装置　・　直流電源装置
・　交換機　・　受信機（自立型）　・　中央監視装置　・　情報通信ラック
重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても，耐震を考慮し，据付等を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。

章	項目	特記事項
一般共通事項	㉑．他工事との工事区分	他工事との工事区分は図面に特記なき場合，「各工事の工事区分表」による。
	22．保温，結露防止	外部に面する壁，天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは，保温，結露防止処理を行う。
	㉓．電線類	本工事では環境配慮の観点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。なお，標準仕様書第６編　通信情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。 （ＥＭ－ＣＥＥＳ，ＥＭ－ＵＴＰ，ＥＭ－ＭＥＥＳ，ＥＭ－ＥＢＴ）
	㉔．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は，ＰＦ管(一重管)とし，温度による分類はタイプ－25とする。
	㉕．二種金属製可とう管	露出箇所　・　ビニル被覆あり　・　ビニル被覆なし いんぺい箇所　・　ビニル被覆あり　・　ビニル被覆なし
	㉖．電線本数，管路など	分電盤，制御盤，端子盤などの２次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは，監督員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
	㉗．インサート	鋼鈑製とする。なお，床版で保温板打込み部分は，断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。
	㉘．呼び線	長さ１m以上の通線しない電線管には，１．２m以上のビニル被覆鉄線を通線する。
	29．フラッシュプレート	図面に特記なき場合，（　※　金属製（ステンレス・新金属も含む）　・　樹脂製　）とする。
	30．フロアプレート・ベース	※　水平高低調節付（空転防止リング付）　・　砲金製　・　アルミ合金製
	31．ハンドホール蓋	県章およびチェーン付のものとする。
	32．支持金物，固定金物	屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし，屋外機器のアンカーボルトのナットには，ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 また，振動をともなう機器の支持金物のナットは，ダブルナットとする。
	33．あと施工アンカー	施工方法　・　接着系　（　※　有機系　・　接着剤　） ・　金属拡張系　（　※　本体打込式　・　　） 性能・施工確認　※　行わない　・　行う
	34．接地極の種別・表示等	接地極は図面に特記なき場合，下表による。なお，ＥＢの長さは１，５００mmとする。 ただし，Ｄ＝１０は，０００m，Ｗ＝３０は１，２００mとする。 装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格，数量
・　雷保護設備用接地	ＥＬ	Ω以下	ＥＰ×１
・　雷保護設備用接地	ＥＬ	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連一　組
・　共同接地	ＥＡ・ＥＤ・ＥＬＨ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　共同接地	ＥＡ・ＥＣ・ＥＤ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　Ａ種	ＥＡ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　Ｂ種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×２
・　Ｃ種	ＥＣ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　Ｄ種	ＥＤ	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・			
・　構内交換機（端場）用	Ｅｔ	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連一　組
・　本配線盤の保安装置	ＥＡｔ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　電話引込口の保安器	ＥＤｔ	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・　拡声増幅器	Ｅｄａ	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・　防犯装置用	ＥＳ	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連一　組
・		————	
・　測定用	Ｅｏ		ＥＢ(Ｄ＝10又は(Ｗ＝30)×１
・　避雷設用（低圧用）	ＥＬＬ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　避雷設用（高圧用）	ＥＬＨ	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・　構造体接地			建築構造体利用（通信用も含む）

	35．塗装工事	下記部位に応じた所定の外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※　屋外　※　屋室　・
	36．山留め	切取り面にその面所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが1.5mを超える場合には，山留めを行うものとする。
	37．舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針（舗装工事）による。
	㊳．はつり	既存コンクリート床，壁などの配管貫通は，原則としてダイヤモンドカッターによる。
	㊴．再使用機器	再使用する機器は，現場内で清掃，絶縁抵抗測定のうえ，取り付ける。
	㊵．撤去後の補修等	機器撤去後の天井，壁及び床等の補修は，既存仕上げと同等とする。なお，施工に際し，既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は，原状に復旧する。
	41．アスベスト	アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 アスベスト使用状況（　　）

電灯設備	①．工事範囲	・　配管　・　配線　・　分電盤類
	②．電気方式	・　幹線　単相３線式　１００／２００Ｖ　５０Ｈｚ ・　分岐　単相３線式　１００／２００Ｖ ・　分岐　単相２線式　１００Ｖ
	③．施工方法	幹線　・　金属管配線　・　ケーブル配線 分岐　電灯　・　合成樹脂管配線　・　金属管配線　・　ケーブル配線 コンセント　・　合成樹脂管配線　・　金属管配線　・　フロアダクト配線 屋外露出　・　合成樹脂管配線　・　金属管配線　・　ケーブル配線 ボックス　・　合成樹脂製　・　金属製
	④．蛍光灯	蛍光灯器具安定器の種別および点灯方式，力率，定格入力電圧，周波数は図示以外は下記による。

蛍光灯の種類			標準図記号
直管形のランプ	２０形	防雨形器具，防湿形器具，シーリングライト プルスイッチ付き電池内蔵形非常用照明器具	ＧＬ　１５
		上記以外のもの	ＧＨ　１５
高輝度誘導灯			Ｅ　１５
Ｈｆ形のランプ		ルーバー又は照明カバー付，防雨形，防湿形	ＰＨ　９５
		ルーバー又は照明カバー付取付可能な器具	ＰＴ　９５
		センサー等と組み合わせて連続調光を行う器具	ＰＸ　９５
		連続調光に使用する器具	ＰＺ　９５
		初期照度補正制御を行う器具	ＰＫ　９５
		上記以外の露出形及び下面開放形	ＰＮ　９５
コンパクト形のランプ	一般型	１８Ｗ　２７Ｗ	ＥＬ　１５
	Ｈｆ型	Ｐ３２Ｗ　Ｐ４５Ｗ Ｈ１６Ｗ　Ｈ２４Ｗ　Ｈ３２Ｗ　Ｈ４２Ｗ	ＰＮ　９５

	⑤．蛍光ランプ	・　省エネ形（◉　全部　・　廊房を行う部屋，廊下などに限る。）　・　一般形 ※　電池内蔵形　・　電源別置形
	⑥．非常用照明器具	※　飛び出し形　・　外部固定形
	７．ハイテンションアウトレット	※　鋼合金製　・　アルミ製
	⑧．人感センサープレート	照明の人感センサー制御を行う部屋には，注意プレートを設置する。 男・女・だれでもトイレ入口部，玄関ポーチ部
	９．予備配管	埋込形分電盤からの立上り予備配管は，予備の配線用遮断器が４個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本，５個以上の場合は（ＰＦ２２）を２本以上，天井裏まで立上げる。 楽下に配管・配線スペースのない梁には，１２ﾊﾟﾝにＬＶＥ（３６）２本を予備スリーブとして埋込む。

動力設備	１．工事範囲	・　配管　・　配線　・　制御盤類
	２．電気方式	・　幹線　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ ・　分岐　三相３線式　２００Ｖ
	３．施工方法	幹線　・　金属管配線　・　ケーブル配線 分岐　・　合成樹脂管配線　・　金属管配線 屋外露出　・　合成樹脂管配線　・　金属管配線　・　ケーブル配線 ボックス　・　合成樹脂製　・　金属製
	４．警報盤	※　壁掛形（電源装置　※　内蔵　・別置　）　・
	５．電磁開閉器用押釦（遠方操作用）	※　埋込連用形取付枠共
	６．機器への接続	電動機などへの接続は本工事とする。
	７．電動機等の接地	図示以外は金属管接地とする。
	８．進相用コンデンサ	各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。

電気設備	１．電気方式	幹線　相　線式　Ｖ　５０Ｈｚ 分岐　相　線式　Ｖ
	２．施工場所及び面積	・　（　㎡）　・　（　㎡）

電灯設備	１．工事範囲	・　受雷部　・　引下げ導線　・　接地極理設
	２．突針	※　鋼合金製　・　アルミ製
	３．避雷導線	・　引下げ導線　※　建築構造体利用
	４．接地極	※　接地極理設　・　建築構造体利用
	５．測定用補助接地極	・　設置

受変電設備	１．工事範囲	・　機器類　・
	２．電気方式	・　高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ ・　低圧　三相３線式　２００Ｖ　・　低圧　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ
	３．引込ケーブル	・　ＥＭ－ＣＥＴ３８°　・　ＥＭ－ＣＥＴ６０° ・　ＥＭ－ＣＥ３８°－３Ｃ　・　ＥＭ－ＣＥ６０°－３Ｃ　・
	４．配電盤	・　屋内形　・　屋外形（防塵処理及び結露対策を施す） ・　キュービクル式配電盤　・　高圧開閉器配電盤　・　・
	５．主遮断装置	※　限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ－Ｓ）　・　高圧交流遮断器（ＣＢ） 定格遮断電流　ｋＡ
	６．高圧機器類	・　油入式　・　乾式
	７．変圧器	・　単相変圧器　ｋＶＡ　・　三相変圧器　ｋＶＡ （油入式：ＪＩＳ Ｃ4304-2005適合品 乾式：ＪＩＳ Ｃ4306-2005適合品）
	８．進相用コンデンサ	※　低圧　・　高圧　・　６％　・　１３％
	９．リアクトル	・　６％　・　１３％
	10．自動力率制御装置	※　無効電力検出方式　・　力率検出方式
	11．測定用補助接地極	・　設置

静止形電源設備	１．直流電源装置	※　非常用照明器具電源，受変電設備制御電源併用　・　受変電設備専用　・　非常用照明器具専用 蓄電池　・　鉛蓄電池（・ＨＳ・ＣＳ・ＭＳＥ・　） ・　アルカリ蓄電池（・ＡＨ・ＡＭＨ・　）
	２．交流無停電電源装置	用途（　） 容量　ｋＶＡ 蓄電池　・　鉛蓄電池（・ＨＳ・ＣＳ・ＭＳＥ・　） ・　アルカリ蓄電池（・ＡＨ・ＡＭＨ・　）

発電設備	１．工事範囲	・　機器類　・
	２．形式	・　簡易形　・　キュービクル式　・　オープン形　・ ・　屋内形　・　屋外形
	３．発電機	電気方式　三相３線式　５０Ｈｚ　電圧　Ｖ　定格出力　ｋＶＡ
	４．原動機	種類　・　ディーゼル　・　ガスタービン　・ 定格出力　ｋＷ以上　（　ＰＳ以上） 始動方式　※　電気式　・　空気式 冷却方式　・　ラジエータ式　・　水冷循環式
	５．燃料	種類　・　軽油　・　灯油　・　Ａ重油 燃料小出槽　Ｌ 主貯油槽　・　なし　・　あり　（・　別途　・　本工事：　）
	６．太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力　ｋＷ パワーコンディショナ　相　線式　定格出力　ｋＷ

構内交換設備	１．工事範囲	・　交換機　・　電話機　・　配線（　・　全部　・　端子盤以降　）
	２．電話交換機	形式　・　ボタン電話装置　・　ＰＢＸ 回線数　局線　／　回線　内線　／　回線
	３．電話機への配線	電話機１台につき，下記のものを見込む。 ・　ＥＭ－ＴＩＥＦ０．６５－２Ｃ　（　・　２０ｍ　・　） ・　ＥＭ－ＥＢＴ０．４－２Ｐ　（　・　２０ｍ　・　） ・　ワイヤープロテクタ　（樹脂製　外形寸法約２０×８）１．５ｍ
	４．ローテンションアウトレット（亀甲形）	※　一般電話用　個（　・　納入する　・　取り付ける　） ※　鋼合金製　・　アルミ製
	５．保安器用接地	※　本工事　・　別途工事

通信・情報設備	１．工事範囲図及び施工方法	

項目	工事範囲 配管	配線	機器類	施工方法 合成樹脂管配線	金属管配線	ケーブル配線
・　構内情報通信網	・	・	・	・	・	・
・　情報表示	・	・	・	・	・	・
・　映像・音響	・	・	・	・	・	・
・　拡声	・	・	・	・	・	・
・　誘導支援	・	・	・	・	・	・
・　テレビ共同受信	・	・	・	・	・	・
・　監視カメラ	・	・	・	・	・	・
・　防犯・入退室管理	・	・	・	・	・	・

ボックス　・　合成樹脂製　・　金属製　・

	２．構内情報通信網設備	種類　・　１０ＢＡＳＥ－Ｔ　・　１００ＢＡＳＥ－ＴＸ　・　１０００ＢＡＳＥ－Ｔ　・　ＡＴＭ ・　・
	３．情報表示設備	・　情報表示盤　（　・　発光ダイオード式　・　磁気浮動式　・　プラズマ式　・　液晶式　） ・　親時計　回線　（　※　壁掛形　・　自立形　） （　・　電子チャイム組込　・　プログラムタイマー組込　）
	４．映像・音響設備	・　増幅器　Ｗ ・　ＶＴＲ　（　・　ＤＶＤ　・　ＤＶ　・　Ｓ－ＶＨＳ　・　） ・　プロジェクタ（　※　前面投射式　・　背面投射式　） ・　音響設備　（　・　ＣＤ　・　ＭＤ　・　カセット　・　）
	５．拡声設備	・　一般放送用　・　非常放送兼用 ・　増幅器　Ｗ　（　※　卓上形　・　キャビネットラック形）
	６．誘導支援設備	・　身体障害者用インターホン　・　トイレ呼出装置　・　音声誘導装置
	７．テレビ共同受信設備	・　テレビアンテナ（　・　ＡＶ－　ＡＵ－　・　ＢＳＡ－　・　ＣＳＡ－　） ・　地上波アンテナマスト（　※　壁面取付形　・　自立形　） ・　ＢＳ用アンテナマスト（　・　壁面取付形　・　自立形　）
	８．監視カメラ設備	・　白黒方式　・　カラー方式
	９．防犯・入退室管理設備	・　接地工事（　※　本工事　・　別途　）

火災報知設備	１．工事範囲	・　配管　・　配線　・　機器類
	２．火災報知装置	・　壁掛形　・　自立形 ・　受信機　型　級　回線（　アドレス） ・　複合盤　型　級　回線（火報　回線，自動閉鎖　回線，ガス漏れ　回線） ・　副受信機　型　級　回線 ・　機器収容箱　・　専用形（　・　埋込形　・　露出形　）　・　屋内消火栓箱に組込み ・　感知器類　型用　総数　個（　・　自動試験機能付　）
	３．非常警報装置	・　非常ベル（自動式サイレンを含む）　・　非常放送装置
	４．自動閉鎖装置	・　連動制御盤　回線（遠方復帰機構　回路） ・　単独（・　壁掛形　・　自立形）　・　火災受信機などとの複合盤 ・　自動閉鎖機構　・　防火戸用（本工事，電磁式又はラッチ式，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下） ・　防煙ダンパ用（別途，瞬時通電式又は電動式，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下，遠方復帰機構(電動式)，ＤＣ２４Ｖ，０．７Ａ以下） ・　防火シャッター用（別途，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下） ・　自動開放機構　・　排煙ダンパ（別途，排煙連動起動機構付）
	５．ガス漏れ警報装置	・　受信機　回線（　・　都市ガス用　・　液化石油ガス用） ・　単独（　・　壁掛形　・　自立形　）　・　火災受信機などとの複合盤 ・　感知器 ・　併設　・　連動 ・　定格電圧　（　・　ＡＣ１００Ｖ　・　ＤＣ２４Ｖ　） ・　ガス検知出力信号（　・　有電圧出力方式　・　無電圧接点方式　）
	６．消火器類	・　消火器　種別　・　数量　本 ・　消火器収納箱　仕様　・　材質　・　数量　面

中央監視制御設備	１．工事範囲	・　配管　・　配線　・　機器類
	２．監視制御対象設備	・　動力設備　・　受変電設備　・　発電設備　・　火災報知設備
	３．表示操作盤	・　壁掛形　・　自立形 組込み機器　・ ・ ・
	４．監視制御装置	構成機器　・　グラフィックパネル　・　ミニグラフィックパネル ・　プラズマディスプレイ　・　操作卓 ・　ＣＲＴディスプレイ　（・　キャラクタ　形　・　グラフィック　形） ・　中央処理装置　・　伝送端末器（子局） ・　作表用印字装置　・　雑印字装置　形 ・　ロギングタイプライタ

構内配電線路	１．工事範囲	・　管路　・　配線　・　機器類
	２．電気方式	・　高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ ・　低圧　三相３線式　２００Ｖ ・　低圧　単相３線式　１００／２００Ｖ ・　低圧　単相２線式　１００Ｖ
	３．布設方法	※　地中埋設式（　・　ＦＥＰ　・　ＰＥ　・　厚鋼電線管　）　・　架空線式
	４．柱上機器	・　高圧負荷開閉器　※　一般用　・　耐重塩じん用 ※　地絡継電器付き（※　方向性　・　無方向性） ・　避雷器　※　一般用　・　耐塩用 ・　高圧カットアウト，がいしなど　※　一般用　・　耐塩用
	５．高圧ケーブルの端末処理	屋外側　※　一般用　・　耐塩用 ※　処理者銘板取付（屋内外共，緑色，作業日，氏名を表示）
	６．その他	東北電力（株）外線工事基準（架空線編）に準ずる。
	７．外灯設備	・　定格電圧　Ｖ　Ｗ
	８．沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は，沈下対策を施す。（　）
	９．標識シート	・　高圧ケーブル　・　電力幹線ケーブル
	10．予備配管	屋外キュービクルから第１ハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ１００：１本）を設ける。 分電盤，動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ８０：２本）を設ける。

構内通信線路	１．工事範囲	・　管路　・　配線
	２．用途	・　電話用　・　時計，拡声用　・　火災報知用
	３．施工方法	※　地中埋設式（　・　ＦＥＰ　・　ＰＥ　・　厚鋼電線管）　・　架空線式
	４．標識シート	・　弱電用

表２「機器取付高さ」　図面に特記なき場合は下表による。ただし，これによりがたい場合は監督員と協議する。

	電力設備 名称	測点	取付高（m）		通信設備 名称	測点	取付高（m）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	約 1,800	電話	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200		分電盤	床上～下端	1,500(上端1,900)以下
	分電盤	床上～中心	1,500(上端1,900)以下		〃　（ＥＰＳなど）	床上～中心	1,500
				話	壁付アウトレット（一　般）	床上～中心	300
					〃　（和　室）	〃	150～200
電灯	スイッチ（一　般）	床上～中心	1,300	時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	〃　（和　室）	〃	1,200		子時計	〃	2,300
	コンセント（一　般）	〃	300	拡声	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	〃　（和　室）	〃	150～ 200		壁付アッテネータ	〃	1,300
	〃　（台　上）	台上～中心	100		壁付インターホン（一　般）	床上～中心	1,300
	〃　（ファン用）	床上～下端	ファン下端		〃　（身体障害者）	〃	1,300
	〃　（照　明）	床上～中心	800～1,000	通信	壁付アウトレット（一　般）	〃	300
	〃　（重　庫）	〃	1,300		〃　（和　室）	〃	150～200
	〃　（機械室）	〃	500～1,000	設備	機器収容箱	天井下～上端	200
	〃　（土　間）	〃	800～1,300		直列ユニット（一　般）	床上～中心	300
	ブラケット（一　般）	床上～中心	2,100～2,300		〃　（和　室）	〃	200
灯	〃　（踊　場）	〃	2,000～2,500	警報	表示盤	床上～中心	2,300
	〃　（鏡　上）	鏡上端～中心	150		壁付発信機	〃	1,300
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上		ベル，ブザー，チャイム	〃	2,300
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	表示等	壁付押しボタン（一　般）	床上～中心	1,300
					〃　（身体障害者玄関）	〃	900
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)	火災報知	受信機	床上～中心	800～1,500
	開閉器箱	〃	1,500		副受信機	〃	800～1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300		機器収容箱	〃	800～1,500
	非常ボタン（便所用）	床上～中心	900		発信機	〃	800～1,500
身障者用	壁付インターホン（親機）	〃	1,300		表示灯	床上～中心	2,100
	〃　（玄関子機）	〃	1,100		ベル	〃	2,300
	廊下表示灯（集団ポラン付）	〃	1,300		液化石油ガス用検知器	床上～上端	250
	身障表示ランプ	〃	1,500		都市ガス用検知器（個別）	天井～上端	150
	スイッチ	〃	1,100		〃　（集団）	床上～上端	250

表１「完成書類」　引き渡し時には下記の書類を提出する。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
１　完成調書	宮緒工事完成引渡要領 （平成１３年４月１日版）	１部	９　取扱説明書 ①保守に関する案内書 ②機器別取扱説明書 ③緊急連絡先一覧 ④各種保証書	Ａ４版：黒表紙金文字製本 （２　完成図書と合本可）	１部
２　完成図書 （機器完成図，取扱説明書と合本可。ただし，厚さが８０mmを越える場合は分冊とする。）	Ａ４版：黒表紙金文字製本	１部	１０　管理の手引き ①工事概要書 ②機器完成図 ③機器別取扱説明書 ④保守に関する案内書 ⑤緊急連絡先一覧表	Ａ４版：チューブ式ファイル	１部
３　完成原図	３つ折りケース収納	１組			
４　完成図	青焼製本 Ａ１版またはＡ２版の二つ折り	１部			
５　完成図(縮小)	青焼綴小製本 Ａ３版二つ折り ５５１部は宮城課保管	２部	１１　工事写真 ①施工写真	Ａ４版：チューブ式ファイル （着手前，施工状況，完成の各写真）	１部
６　完成図(電子データ)	JIIMS又はDXF形式のCADデータもしくはTIFF形式（2000PI程度）	ＣＤ　１枚	②完成写真	Ａ４版：ペーパーファイル 完成届に添付	１部
７　施工図	青焼製本 Ａ１版またはＡ２版の二つ折り （施工図の枚数が少ない場合は，４　完成図と合本可）	１部	③マイクロフィルム	３５mm　ＭＦフォルダー 宮緒課保管用	１部
８　機器完成図 ①機器別完成図 ②機材材質証明書 ③機材検査報告書 ④工場試験報告書 ⑤工場立

照明器具：全て交換

分電盤：取替え

非常用照明設置

避難口誘導灯撤去し誘導標識設置

避難警報器撤去しハンドマイク設置

既設音響用配線の隠蔽工事

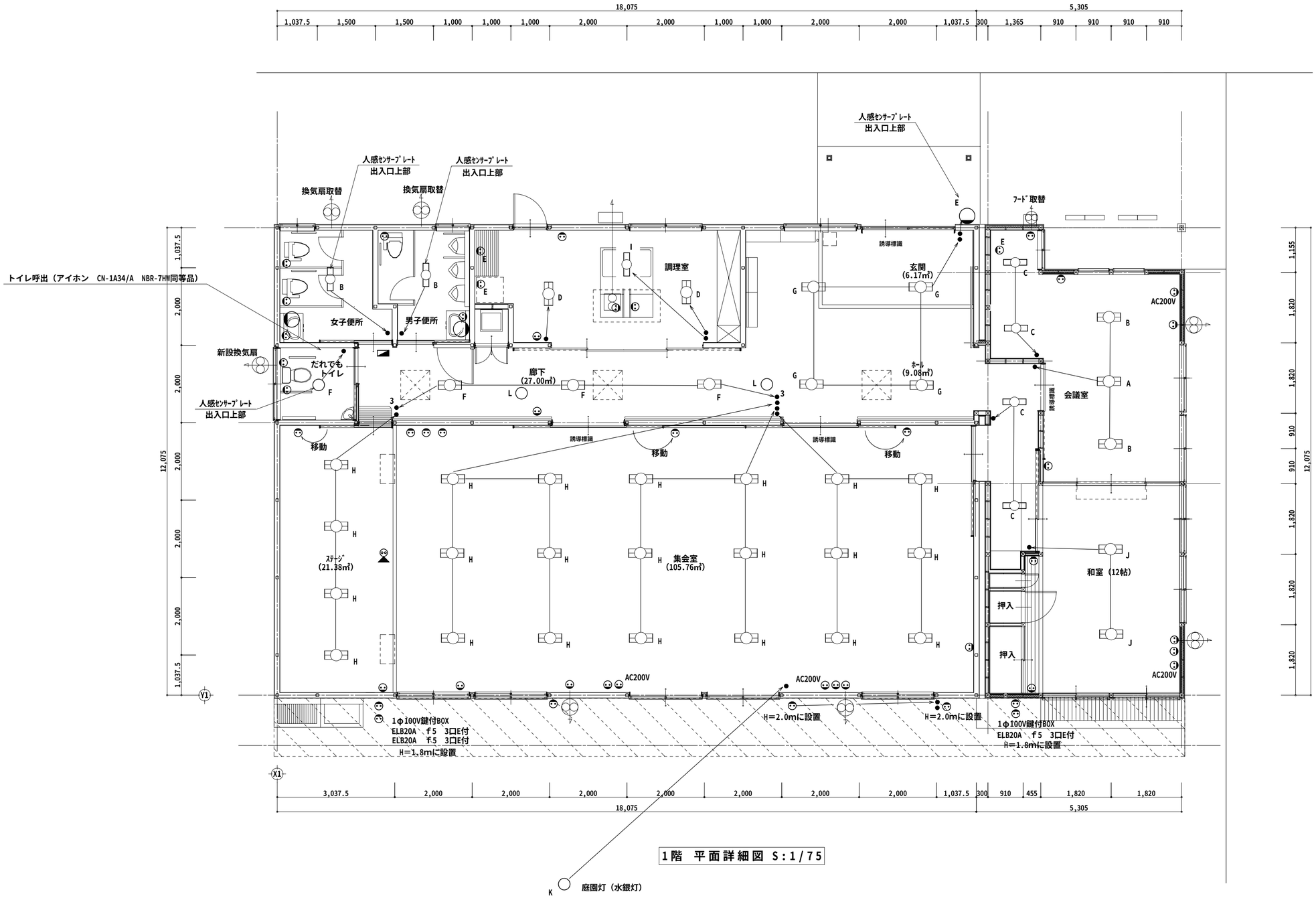

1階　平面詳細図　S:1/75

工事名	東向陽台第二会館改修工事	管理建築士	設計士	担当者	図面 NO
備考		池下　久幸 一級建築士 第280837号	池下　久幸 一級建築士 第280837号		E-2
建築工房 厩 kura	(有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	日付	日付	日付	
981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	Tel・Fax　022-348-8555	図面名	改修　電気設備図	縮尺	1/75

A

ＦＨＦ３２Ｗ×２　直付下面開放

会議室*1（中央）

ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
ＰＪ９：初期照度補正機能付
本体：鋼板（高反射白色粉体塗装）
反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装）
既設対応　器具幅　Ｗ＝２５０

B

ＦＨＦ３２Ｗ×１　富士型（環境配慮型）

会議室*2（ｻｲﾄﾞ）
男・女便所*各1

ツイスラッチ採用
ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
ＶＰＮ９・ＶＰＨ９：ランプフリー（ＦＨＦ３２／ＦＬＲ４０／ＦＬ４０）
ＰＦ９・ＰＪ９：初期照度補正機能付
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
本体：亜鉛鋼板（クロムレス）
反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装）

C

ＦＨＦ１６Ｗ×２（高出力）　逆富士形器具

会議室*2（奥）
会議室廊下*2

ツイスラッチ採用
ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
ＶＰＮ９・ＶＰＨ９：ランプフリー（ＦＨＦ３２／ＦＬＲ４０／ＦＬ４０）
ＰＦ９・ＰＪ９：初期照度補正機能付
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
本体：亜鉛鋼板（クロムレス）
反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装）

D

埋込器具（乳白カバー）
ＦＨＦ３２Ｗ×２（高出力）

調理室*2

ＦＨＲ－４２９６７Ｋ－ＰＨ

E

ブラケット
ＥＦＤ１５Ｗ×１

ｴﾝﾄﾗﾝｽ*1

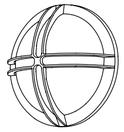

ＢＦＢ１３０００Ｚ

F

ＦＤＬ２７Ｗ×１　ダウンライト

だれでもトイレ*1
廊下*3

電球色
反射板：プラスチック（ホワイト）
枠（ホワイト）
埋込穴Φ１５０　埋込高Ｈ＝９７

G

ＦＨＰ２３Ｗ×４　埋込下面開放（環境配慮型）

玄関*4

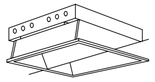

ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
本体：亜鉛鋼板（クロムレス）
反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装）
埋込穴□３５０　埋込高Ｈ＝１１２

H

ＦＨＦ３２Ｗ×２　富士型（環境配慮型）

集会室*18
ｽﾃｰｼﾞ*4

ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
ＰＦ９・ＰＪ９：初期照度補正機能付
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
本体：亜鉛鋼板（クロムレス）
反射板：亜鉛鋼板（クロムレス・高反射白色粉体塗装）

I

ＦＬ２０Ｗ×１　ブラケット

調理室　流し元*1

防湿・防雨ﾀ
本体：ステンレス
カバー：クリーンアクリル（乳白）

J

48W+28W　シーリングライト

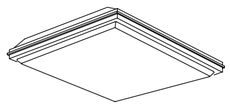

カバー：アクリル（乳白）
木目調
ＯＬ１１２．５２８Ｎ　同等品

K

Ｈ・ＨＦ２００～３００Ｗ　水銀灯　1灯用

モールライト　XY3980
φ510
適合ﾎﾟｰﾙ　φ76ﾀｲﾌﾟ（コーヒーブラウン）　4.5m

L

ＪＥ３．６Ｖ１３Ｗ×１　非常灯

薄埋込型（リニューアル対応）
ニッケル水素蓄電池使用
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
枠：鋼板（オフホワイトつや消し仕上）
反射板：アルミ（高効率シルブライト）
埋込穴Φ１５０　埋込高Ｈ＝８０

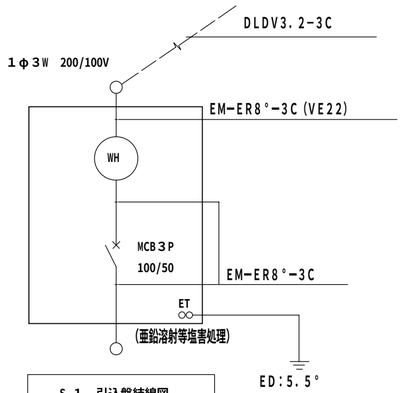

S-1　引込盤結線図

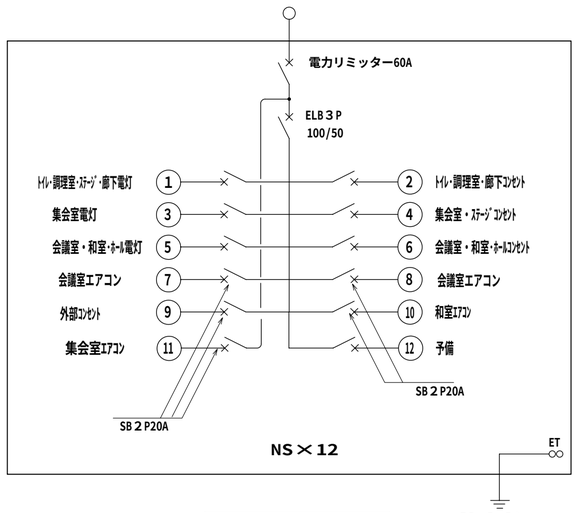

L-1　分電盤結線図

工事名	東向陽台第二会館改修工事	建築工房 風 kura	(有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号	管理建築士	設計士	担当者
備考		981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3	Tel・Fax　022-348-8555	池下　久幸 一級建築士 第280837号	池下　久幸 一級建築士 第280837号	
				日付	日付	日付

図面名	図面NO
照明器具一覧表	E-3
縮尺	

機械設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　平成22年度東向陽台第二会館改修工事

2．工事場所　富谷町東向陽台三丁目　地内

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
集会所	木造	1階				

4．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

工事種別	建設別及び屋外						屋外
・空気調和設備							
・冷房設備							
・暖房設備							
・換気設備							
・排煙設備							
・自動制御設備							
⊙衛生器具設備							
⊙給水設備							
・消火設備							
・厨房機器設備							
⊙ガス設備							
・し尿浄化槽設備	別紙仕様書による						
・昇降機設備	別紙仕様書による						

5．指定部分　※　なし　・　あり　（工　期：平成　年　月　日）
（対象部分：　）

6．設備概要　（⊙印のついたものは、主要方式を示す）

区分	方式	概要
空気調和方式等	・空気調和	・全空気方式　・ファンコイルユニット・ダクト併用方式　・パッケージ方式
	・温風暖房	・温風暖房機　・ ・全空気方式　・ファンコンベクター・ダクト併用方式 ・将来冷房考慮（・ダクト　・配管　・機器）　・考慮外
	・直接暖房	蒸気暖房　・温水暖房
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御	
給水方式	・水道直結方式　・高置タンク方式　・タンクレスブースター方式　・	
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（・分流式　⊙合流式） 建物内の汚水及び雑排水（・分流式　⊙合流式） 放流先　汚水（⊙下水道直放流　・し尿浄化槽） 雑排水（⊙下水道直放流　・し尿浄化槽　・側溝　・別途桝）	
給湯方式	・局所式　・中央式	
消火設備方式	・屋内消火栓　（・湿式　・乾式）　・連結送水管　・泡消化 ・スプリンクラー　（・湿式　・乾式）　・連結散水　・粉末消化 ・二酸化炭素　・屋外消火栓	
ガス設備方式	⊙都市ガス　種別（　）　kJ／m3（N）（供給圧力　Pa）　・液化石油ガス	

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項　（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編，平成１９年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編，平成１９年版）」（以下「標準図」という。）による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成１９年版）」（以下「標準仕様書」という。）による。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお，電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図，建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2．特記事項　（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は、○印のついたものを適用する。○印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
○印と○印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①．適用基準等	⊙　宮城県建築工事写真撮影要領（宮城県土木部制定　平成１２年版）． ⊙　建設工事執行規則（昭和３９年３月宮城県規則第９号） ⊙　宮城県建設工事元請・下請適正化要綱（平成21年4月1日施行）
	②．機材等	※　本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ※　本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※　使用する材料のホルムアルデヒド性能は，日本工業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，壁装材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	③．機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。 また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等のの写しを監督職員に提出して、承諾を受ける。なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。
	④．保　険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後引渡し期日まで，火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督員に提出のこと。
	⑤．雇　用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。
	⑥．施工計画書および施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書および施工図等を作成し，監督員の承諾を受ける。 また，県が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては，環境配慮計画（実施）書を作成し，監督員に提出する。
	⑦．工事実績情報の登録	※　適用する（請負額が５００万円以上の場合）　・　適用しない 受注時及び完了時にあらかじめ監督員の承認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出する。（請負額が２，５００万円未満の場合は、受注時のみ）
	⑧．手続	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係わる費用は、請負者の負担とする。
	⑨．事故報告	施工中に事故が発生した場合には，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	10．電気保安技術者	※　適用する　・　適用しない
	11．技能士の適用	本工事に下記の当該職種別技能士（・１級・２級）を適用させる。（資格証の写しを提出する） ・　配管（配管工事）　・　建築板金（ダクト製作及び取付け）　・　熱絶縁施工（保温工事） ・　冷凍空気調和機器施工（チリングユニット，パッケージ形空気調和機の据付及び調整） ・　別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。　・　本工事で設置
	12．足場等	枠組足場を設ける場合は，「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成１５年４月策定）」によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	13．監督員事務所	※　設けない　・　設ける（　　号・・・建築工事仕様書）
	14．工事用仮設物	構内に作ることが　※　できる　・　できない
	⑮．残土処理	・　構外搬出　※　構内指示の場所に敷き均し　・　構内指示の場所にたい積 建設発生土を場外へ搬出する場合　１建設発生土現場管理者（複数可）を選任し、施工計画書に記載し、提出する。２ダンプトラック等管理表を、工事着手前に監督員に提出する。　３建設発生土搬出等管理表を、搬出を行う日毎に作成し、1週間毎の集計表を監督職員に提出する。　4建設発生土は受入地において、搬出先土量を伝票により管理するとともに、搬出先の土量を確認する。
	⑯．発生材の処理	（1）建設リサイクル法の規定に基づく通知義務の該当　・なし　・あり（　　） （2）　冷媒回収費用は（　・　本工事　・　別途工事　） 冷媒の回収にあたっては，「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督員に第一種フロン類回収業者登録通知書の写し，フロン類回収証明書を提出する。ただし、家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督員に、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを提出する。 （3）引渡しを要するもの　※　なし　・　あり（　　） （4）廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し，場外搬出の上，適切に処分する。 （ア）特別管理産業廃棄物 ※　なし　・　あり　（　　） （イ）特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・コンクリート　（　　） ・コンクリート及び砂から成る建設資材（　　） ・木　　材　（　　） ・アスファルトコンクリート　（　　） （ウ）その他発生材の処分を行う施設 ・　コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物（　　） ・　木くず等の管理型の産業廃棄物　（　　） 建設リサイクル法 ・　対象工事 落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。 ・　対象外工事

章	項目	特記事項
一般共通事項	⑰．総合調整	※　本工事において下記の項目の総合調整を行い，報告書を提出する。　・　別途 総合調整の項目 ・　風量調整　・　水量調整　・　室内外空気の温湿度測定 ・　室内気流及びじんあいの測定　・　騒音の測定　・　初期運転状態の記録 ・　未燃水栓の残留塩素濃度の測定　・　し尿浄化槽放流水質の測定 ・　機器の絶縁抵抗の測定　・　水圧調整 測定箇所は，監督員の指示による。
	⑱．容量等の表示	（1）機器類の能力，容量等は指示された数値以上とする。 （2）電動機出力，燃料消費量及び圧力損失は，原則として表示された数値以下とする。
	19．耐震措置	機器，配管，ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け，取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は，次に掲げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（建設省住宅局建築指導課２００５年版監修）による。

設置場所	設計用標準震度			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

注（1）設置場所の区分は標準仕様書による。　注（2）（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。
（1）本工事の施設は（・一般の施設　・特定の施設）とする。
（2）地域係数は1.0とする。
（3）1000kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し，据付又は取付を行うものとするが，前記規程の方法によらなくてもよい。
（4）重要機器類（高置タンク，受水タンクは機器表による。）
（5）昇降機のつり合おもりブロックの脱落防止は，十分な強度を有する方法で固定し，水平垂直方向の地震力に対して，つり合おもりが枠から脱落しないようにした構造とすること。
特記されない弁等のサイズは，機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

本工事では環境配慮の観点から，原則として「EMイケーブル」を使用するものとする。なお，標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。
（EM－CEES，EM－UTP，EM－MEES，EM－EBT）

対象配管系統	・冷温水　・冷却水　・消火（水用）　・油　・ガス
検査の種類	・浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・放射線透過検査（ＲＴ）

20．埋設表示　既存のコンクリート部の床，壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。

21．はつり　Ｘ線検査　※行わない　・行う

22．溶接部の非破壊検査

23．支持金物・固定金具　（1）　ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし，ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
（2）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
（3）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は，合成樹脂製の支持受けを使用する。

24．埋戻し土・盛土　図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
・　根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・　山砂の類
地中埋設標及び埋設表示用テープ　地中埋設標及び埋設用テープは，本工事とする。
ほか，屋外埋設管の分岐及び曲がり箇所に設置する。

25．埋設表示　（1）給水管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（2）ガス管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（3）油　管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（4）消火管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ

26．保　温　・　主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。
主機械室：
・　ダクトの保温の外装は下記による。内装は（・ロックール　・グラスロール）

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・
	各階機械室	・アルミガラスクロス	・
	主機械室	・アルミガラスクロス	・
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板	・
屋内隠ぺい，ＰＳ内		・アルミガラスクロス	
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板	

・　配管の保温の外装は下記による。内装は（・ロックール　・グラスロール　・ガラスチレンフォーム）

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・
	各階機械室	・アルミガラスクロス	・
	主機械室	・アルミガラスクロス	・
	居室・廊下など	・綿布	・
屋内隠ぺい，ＰＳ内		・アルミガラスクロス	
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板　・着色アスファルトプライマー ・アスファルトプライマー	

27．保　温　（1）　ロックール　・　グラスロール　・　ガラスチレンフォーム
（2）　ロックール　・　グラスロール　・　ガラスチレンフォーム
（3）　ロックール　・　グラスロール　・　ガラスチレンフォーム

28．塗　装　下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
※　屋外露出　※　屋室　・

29．防食処理　土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く）及び金属製線手類（砂金製弁・継手を含む）にはペトロタル系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として，防食処理不要の管材とする。）

30．山留め　切取り面にその面所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。

31．舗装工事　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事標準仕様書22章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。

32．他工事との取り合い　図面に特記なき場合は，表「工事区分表」による。

33．再使用品の清掃　再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。

34．火気の使用　建物内での火気の使用は原則として行わない。

35．室内空気中の化学物質の濃度測定　室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し，監督員に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。
測定対象室（　　）、測定箇所数（　　）

36．施工調査　・下記によるほか、改修標準仕様書第１編１．５．１及び１．５．２による。
・施工計画調査　・事前調査
調査項目（・　　・　　）　調査範囲（・　　・　　）　調査方法（・　　・　　）

37．アスベスト　アスベストについては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。
アスベスト使用状況（　　）

38．あと施工アンカー　（1）あと施工アンカー　※接着系アンカー　（接着剤は有機系とする）
※金属拡張系アンカー　（※本体打込み式　）
（2）試験等　性能確認試験　※行わない　・行う
施工確認　※行う　・行わない

39．既設インサート及びアンカーボルトを　※使用しない　・使用する
既設インサート及びアンカーボルトを

40．宮城県ﾘｻｲｸﾙ製品利用促進について　・　認定品利用対策工事として次の認定製品を使用すること。
（使用製品名：　　使用場所：　　）
※　認定製品使用対象外工事だが、利用の促進に努めること。

41．施工条件　別添の施工条件明示書による。

仮設工事	1．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用、及び官公署等への諸手続きなどの費用は、請負者の負担とする。 既設コンセントの使用　※　不可　・　可 既設給水栓の使用　※　不可　・　可
	2．養生	養生範囲（　　） 養生方法（　　）
空気調和・冷房・暖房設備	1．設計温湿度	外気：一般系統　温度(DB)　湿度(RH)　℃　%　℃　% 屋内（調整目標値）：一般系統　温度(DB)　湿度(RH)　℃　%　℃　% 夏期　26℃　50%　℃　% 冬季　22℃　40%　℃　%
	2．ばい煙濃度計	取付箇所は図示による。
	3．煙　突	※　別途　・　本工事（鋼板厚　㎜、高さ　m以上）
	4．煙　道	※　煙道径300mm以下は鋼板厚3.2mm，300mmを超えるものは4.5mmとする。　・　図示による。 （煙道径が400mmを超えるものには，掃除口に蝶番を取り付ける。）
	5．ダクトの区分	低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）
	6．長方形ダクトの工法	・　アングルフランジ工法　・　コーナーボルト工法　（　・　共板　・　スライド）
	7．風量測定口	取付け場所は　・　図示した位置　・　送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・　外気取入れダクト ・　風量調整ダンパーの上流又は下流　・　空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト
	8．チャンバ	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

空気調和・冷房・暖房設備	9．防煙ダンパ	（1）復帰方式　※　遠隔式（電気式（定格入力DC24V、0.5A以下） （2）復帰動作　※　順送り　・　同時
	10．配管材料	（1）冷温水管　※　配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （2）冷却水管　※　配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （3）蒸気管（給気管）　※　配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ （還水管）　※　圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40）　・　配管用炭素鋼鋼管（黒） （4）油管、油用通気管　※　配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ （5）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への給水管　※　配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （6）空調用排水管　※　配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （7）冷媒管　※　断熱材被覆銅管（製造者標準品）　・　銅管
	11．弁　類	※　ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・　ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
	12．銅管用伸縮管継手	※　ベローズ形　・　スリーブ形
	13．温度計	※　共通仕様書，標準図による他，図示した箇所に取り付ける。（配管用はし形、ダクト用は円形） ・　空気調和機，温風暖房機まわりの給気ダクト，還気ダクト及び外気ダクト ・　冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各通り管 ・　パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口
	14．瞬間流量計	※　着脱可能形（※　全数　・　図示による） 着脱可能形の場合，その指示部（・　40A用　個　・　100A用　個　・　250A用　個）を付属する。 ・　固定形（止水コック付）　・　測定用タッピング（32mmビニール管流量計用）
	15．オイルタンク	（1）オイルタンク本体は図示による。 （2）通気油用指示計　※　取付ける　・　取付けない （3）計量尺は，青銅製，黄銅製又はアルミ製とし，100ﾘｯﾄﾙ実測目盛刻印とする。計量口は設けとする。
	16．積算油量計	図示の箇所に取付ける（熱源機器等）。
	17．注油口及び指示ﾎﾞｯｸｽ	標準図（機材６）による。
	18．消音内貼り	・単独形 （1）施工箇所は図示による。 （2）内貼りチャンバー類のサ法表示は、外形寸法とする。 （3）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは別図による。
	19．保　温	（1）建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む），仕様は冷温水管の項による。 （2）屋外露出配管の保温は，給水設備の項による。 （3）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　※　要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・　不要 （4）排気ダクトの外壁開放部より１ｍ程度保温する。（チャンバーボックスを含む） （5）冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装 屋内露出部　・　保温化粧ケース（樹脂製）　・　外装なし　・ 屋外　・　保温化粧ケース（樹脂製）　・ （6）高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は　　㎜とする。
	20．電気工事の範囲	（1）地震感知器の配管配線　※　別途　・　本工事 （2）防煙ダンパと連動制御盤迄の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は ※　別途　・　本工事
	21．塗装	（1）屋内露出機材ダクトの塗装（居室は除く）は　※　行わない　・　行う （2）屋内露出冷却水配管の塗装（居室は除く）は　※　行わない　・　行う
換気設備	1．準拠事項	（　空気調和・冷房・暖房設備　）の当該事項に準ずる。 ・　５　・　６　・　７　・　８　・　１６　・　１７　・　１８
	2．開放形湯沸器排気ﾌｰﾄﾞ	※　別途　・　本工事
	③．厨房用排気ダクト	※　亜鉛鉄板　・　ステンレス鋼板（SUS304）（板厚は別記による）
	4．厨房用排気フード工法	※　アングルフランジ工法　・　コーナーボルト工法（共板フランジ又はスライドオンフランジ）
	⑤．厨房用排気フード	（1）フード周囲の天蓋（フード面から天井面まで）　※　取り付ける　・　取り付けない （2）フードコック　※　取り付ける　・　取り付けない （3）材質（天蓋とも）　※　ステンレス鋼板（SUS304）
	6．多湿箇所の排気ﾀﾞｸﾄ	次系統のダクトのシールは標準図（施工　４５，４６）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし，水抜き管を設ける。 （　　）
	7．　塗装	屋内露出機ダクトの塗装（屋室は除く）は　※　行わない　・　行う
排煙設備	1．ダクト	・　亜鉛鉄板製　・　鋼板製（1.6mm以上）
	2．排煙口の形式	・　可動羽根（スリット共）　・　可動パネル
	3．排煙口解放装置	・　可動羽根（スリット共）　・　可動パネル
	4．排煙風量測定方式	建築設備定期検査業務指導書（・財）日本建築設備保全センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。
自動制御設備	1．中央監視制御	中央監視制御装置の構成機能は別紙による。
	2．計装工事の記録	屋外・屋内露出の記録は，図面に特記のない限り金属管記録とする。
衛生器具設備	①．大便器洗浄弁	不凍結節水弁付とする。
	②．便器洗浄用タンク	※　手洗なし　・　手洗付
	③．小便器節水装置	※　節水装置（機能は別図による）　・　押ボタン式（不凍結節水弁付）
	④．小便器洗浄管	※　埋込　・　露出
	⑤．付属水栓	吊りこま式（節水こま式）とする。
	⑥．自動水栓	電源供給方式（　※　乾電池式　・　ＡＣ１００Ｖ　）
	7．大便器耐火カバー	設ける（ビット内を除く）
	8．注記板	対象器具（　　）
給水設備	1．量水器	（1）親メーター　※　水道事業者支給品　（2）子メター※　本工事
	2．量水器桝	（1）親メーター用　※　水道事業者の指定品　・　標準図（機材５３） （2）子メター用　※　標準図（機材５３）　・　水道事業者の指定品
	③．配管材料	（1）一般用 ・　ステンレス鋼管（拡管） ⊙　塩ビライニング鋼管　（・ＶＡ　・ＶＢ） ○　ポリ粉体ライニング鋼管（・ＰＡ　・ＰＢ） （2）土間配管用（脱屏，浴室等のシンダー内含む） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ・　ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） （3）屋外土中用 ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６拡管） ○　塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ○　ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・　ポリエチレン管 ・　水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ・ ・
	④．不凍水栓柱	化粧ケーシング（⊙　アルミ合金製　・　合成樹脂製　）
	5．埋埋込型散水栓ﾎﾞｯｸｽ	鍵付とする。
	⑥．弁　類	（1）水道直結部分　※　ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　・　水道事業所の規定による　Ｋ （2）その他の部分　※　ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・　ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
	⑦．給水栓	（1）屋内（　※　一般水栓　・　耐寒水栓　）　（2）屋外（　※　耐寒水栓　・　一般水栓　） 湯沸室，台所，厨房用水栓は泡沫とする。
	⑧．埋設深さ	（1）一般敷地内（　　m以上）　（2）敷地内車両道路（　　m以上） （3）公道部分（　※　水道事業者及び道路管理者規定による　）
	⑨．保　温	（1）量水器桝内の保温を行う。
	10．埋設弁開閉用ハンドル	本工事に　※　含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・　含まない
	11．水道加入金等	水道加入金　・　要（　・　本工事　・　別途　）　・　不要 ・　その他（　　）　・　要（　・　本工事　・　別途　）
	12．その他	給水管の最小口径は20mmとする。ただし，器具接続部分を除く。
排水設備	①．配管材料	（1）屋内汚水管 ・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ・　メカニカル形排水鋳鉄管 ・　鉛管 ⊙　ビニル管（ＶＰ） ・ （2）屋内雑排水管 ・　配管用炭素鋼鋼管（白） ・　排水用塩ビライニング鋼管（厨房用排水管） ・　排水用タールエポキシ塗装鋼管（厨房用排水管） ⊙　ビニル管（ＶＰ） ・
	（3）屋外土中汚水，雑排水管 ・　コンクリート管（1種B形） ・　ビニル管（ＶＰ） ⊙　ビニル管（ＶＵ） ・　ビニル管（再生ＶＵ）	（4）土間配管用 ・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ⊙　ビニル管（ＶＰ）	（5）通気管 ・　配管用炭素鋼鋼管（白） ・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　ビニル管（ＶＰ）
	②．排水桝	・　桝リストは図面番号（　　）
	（1）材料　・ＲＣ　⊙　硬質塩化ビニル　・ポリプロピレン　・ＳＣ （2）ふた　・鋳鉄製（・ＭＨＡ　・ＭＨＢ　・Ｔ８Ａ　） ・樹脂製 ※　県マーク，流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてＳＵＳチェーン付	
	（3）規格　・　下水道協会（ＪＳＷＡＳ）　・　排水設備用樹脂製桝協会（ＨＭＳ） ・　市町村別基準（・　有　・　無　）	
	3．グリース阻集器	・ＦＲＰ製（　　Ｌ）・ＳＵＳ製（　　Ｌ）　詳細は図示。
	4．湧水試験線手	図示の箇所に取付け、湧水試験を行うこと。
	5．試　験	・　衛生器具などの取付完了後，排水試験又は通水試験を行う。 ・　衛生器具などの取付完了後，煙試験を行う。
	6．放流負担金等	・　不要　・　要（　・　別途工事　・　本工事　）
	7．基礎材	※　再生クラッシャーラン
	8．その他	
給湯設備	①．配管材料	・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４拡管）　・　耐熱性ライニング鋼管　・　銅管　・　被覆銅管 ⊙　保温付被覆銅管　＜断熱管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む。＞
	②．弁　類	給水設備の当該事項による。
	3．湯沸器の排気筒	厚さ0.5mm以上のステンレス鋼板製とする。
	4．保　温	湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。（ｈ・（ｖ）・Ⅶ）
消火設備	1．配管材料	（1）一　般　・　外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ） ・　圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ40）　・　〃　（ＳＧＰ－ＰＳ） （2）二酸化炭素用　・　〃　（ＳＴＰＧ－３７０ＶＳ） ・　圧力配管用炭素鋼鋼管（細目無管）（Ｓｃｈ80）　・　〃　（ＳＴＰＧ－３７０ＰＳ）
	2．消火栓開閉弁	・　ＪＩＳ１０Ｋ　・　ＪＩＳ２０Ｋ
	3．保　温	（1）屋外露出管については給水管に準ずる。 （2）充水タンクの保温　・　施工しない　・　施工する （3）消火配管の保温　屋内消火栓　・　施工しない　・　施工する スプリンクラー　・　施工しない　・　施工する
	4．消火器類	（1）消火器　種別　・　数量　（　　） （2）消火器収納箱　仕様　・　材質　・　数量（　　）
厨房機器設備	①．厨房機器類	図示による（材質などは共通仕様書による）。ただし，寸法は参考とする。
	2．付属制御盤	器具付属の制御盤は，製造者規格品とする。
ガス設備	1．配管材料	（1）一般 ※　配管用炭素鋼鋼管（白）　※　ポリエチレン被覆鋼管 ・　圧力配管用炭素鋼鋼管　・　配管用炭素鋼鋼管（白） ・　鋼管　・　塩化ビニル被覆鋼管 ・　・　ガス用ポリエチレン管
	②．都市ガス	（1）ガスメーター ・　親メーターはガス事業者の設置，子メーターは本工事とする。 （2）引込み負担金　・　不要　・　要（　・　別途工事　・　本工事　）
	3．液化石油ガス	（1）ガスボンベ　※ガス供給業者の設置（　・　10kg　・　20kg　・　50kg　　本　） （2）ガスメーター　親メーターはガス供給事業者の設置，子メーター本工事とする。 （3）集合装置　・　標準図（施工７０）による（　・　本組） （4）転倒防止等　・　標準図（施工７１）（・（ａ）・（ｂ））・ﾎﾞﾙﾄ，ﾅｯｸﾞﾘ等はSUS製とする。
	4．ガス漏れ警報器	図示の場所に取付ける　（　・　分離形　・　一体形　）　・　別途電気工事
	5．埋設深さ	外部出力端子　（　・　あり　・　なし　） （1）一般敷地内（　　m以上）　（2）敷地内車両道路（　　m以上）
	6．その他	（3）公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による） 配管工事は，原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　　）

表１「完成書類」　本工事終了後下記の書類を提出すること。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
1 完成調書	営繕工事完成引渡要領（平成１３年４月１日版）（竹成は、また１負担業者が、他の工事および監督員の協力を得て取りまとめる。）	1部	7 工事写真 ①工事施工写真	Ａ４版 チューブ式ファイル 工事施工写真は，原行写真（着手前写真と完了写真）並びに施工状況写真とで構成される。	1部
			②完成写真	Ａ４版 ベーパーファイル 完成届に添付	1部
2 完成図 ①黒表紙金文字製本	Ａ４版 （４機器完成図，５取扱説明書とまとめて１冊にしてもよいが，厚さ８０㎜を超える場合は分冊とする。）	1部	③マイクロフィルム	３５㎜　ＭＦフォルダー 設備課保管用	1部
②青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り）	1部			
③青焼き二つ折り製本（縮小）	Ａ４版（Ａ３版二つ折り） １部は設備課保管	2部	8 工事週報	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
④原図	三つ折りケース収納	1部	9 工事打ち合わせ議事録	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
⑤完成図書電子データ	JWW又はDXF形式のCADﾃﾞｰﾀもしくはTIFF形式（解像度200DPI程度）	CD 1枚	10 工事に関する承諾・確認書	Ａ４版 チューブ式ファイル	1式
3 施工図 ①青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り） （施工図の枚数が少ない場合は，完成図の二つ折り製本と合本可）	1部	①施工計画書 ②施工要領書 ③確認書・承諾書 ④協議書 ⑤安全に関する書類 ⑥建設廃棄物ﾏﾆﾌｪｽﾄ		
②原図	三つ折りケース収納	1部			
4 機器完成図	Ａ４版 黒表紙金文字製本 （２　完成図と合本可）	1部	11 各種保証書	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
5 取扱説明書	Ａ４版 黒表紙金文字製本 （２　完成図と合本可）	1部	12 その他 ①機器試験成績書 ・機材材質証明書 ・機材検査試験報告書 ・工場検査報告書 ・工場立会検査報告書		1部
6 管理の手引き ①工事概要書 ②機器完成図 ③機器別取扱説明書 ④保守に関する案内書 ⑤緊急連絡先一覧表	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部	②現場試験成績書 ・工事別試験報

排水桝リスト

記号	種類	寸法	深さ	蓋種類	数量	備考
Ⓐ	小口径桝	90L 100-150	300	塩ビ蓋	1	
Ⓑ	小口径桝	90Y 100-150	312	塩ビ蓋	1	
Ⓒ	小口径桝	90L 100-150	320	塩ビ蓋	1	
Ⓓ	小口径桝	90Y 100-150	405 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓔ	小口径桝	90Y 100-150	415 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓕ	小口径桝	90Y 100-150	427 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓖ	小口径桝	90Y 100-150	438 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓗ	小口径桝	90Y 100-150	448 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓘ	小口径桝	90L 100-150	463 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓙ	小口径桝	90Y 100-150	497 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓚ	小口径桝	90Y 100-150	506 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓛ	小口径桝	90Y 100-150	510 +190	塩ビ蓋	1	
Ⓜ	小口径桝	90Y 100-150	549 +190	塩ビ蓋	1	
公共桝			575 +190			

給水管　屋内：ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（PB）
埋設：ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（PD）
屋外：ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（PP）

汚水管　屋内：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管
埋設・屋外：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管

雑排水管　屋内：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管
埋設・屋外：硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管

洋式便器　ZK1ﾀｲﾌﾟ　CES9002G仕様　3台（男・女トイレ）
CS20AB　SS30BA,TCF593A　1台（だれでもトイレ）

小便器　UFH507C　TEA62ADRX　1台(男子トイレ身障者用)
UFH500　TEA62ADRX　2台(男子トイレ)

ﾍﾞﾋﾞｰﾍﾞｯﾄ　TOTO　YKA24同等品　1台

男女便所手洗い器　TOTO　L270C+TEN41AX(自動水栓)+TS125R 同等品　各１台
鏡　400*600　各１台

だれでもトイレ手洗い器　TOTO　L10D+TEM40AWX 同等品　1台

だれでもトイレ：L型手摺　TS134LCY8C　1台
可動手摺　TS138H8R　1台
紙巻器　YH60N　1台
化粧鏡　YMK13K3　900*350　1台
トイレ呼出（アイホン　CN-1A34/A　NBR-7HW同等品）　1台

男女便所：紙巻器一体手摺　YHB61FLLA　3台
男子障害者用小便器用手摺　T113BU1R　1台

流し台ｾｯﾄ　1200（流し台：ｻﾝｳｪｰﾌﾞ　GK-S-120MYT-R）　1台
1200（流し台：ｻﾝｳｪｰﾌﾞ　GK-S-120MYT-L）　1台
600（ｺﾝﾛ置き台：ｻﾝｳｪｰﾌﾞ　GK-K-60KBL）　1台　（但し　現場造作台H=300　1台）
ガスコンロ五徳φ435（1口大型3重ﾊﾞｰﾅｰﾀｲﾌﾟ：TS-330）　1台
市ガスコンロ：2口（パロマ：PA-N338WF-R同等品）　1台
排気ﾌｰﾄﾞ600*1200*H600　天井扇+ダクト

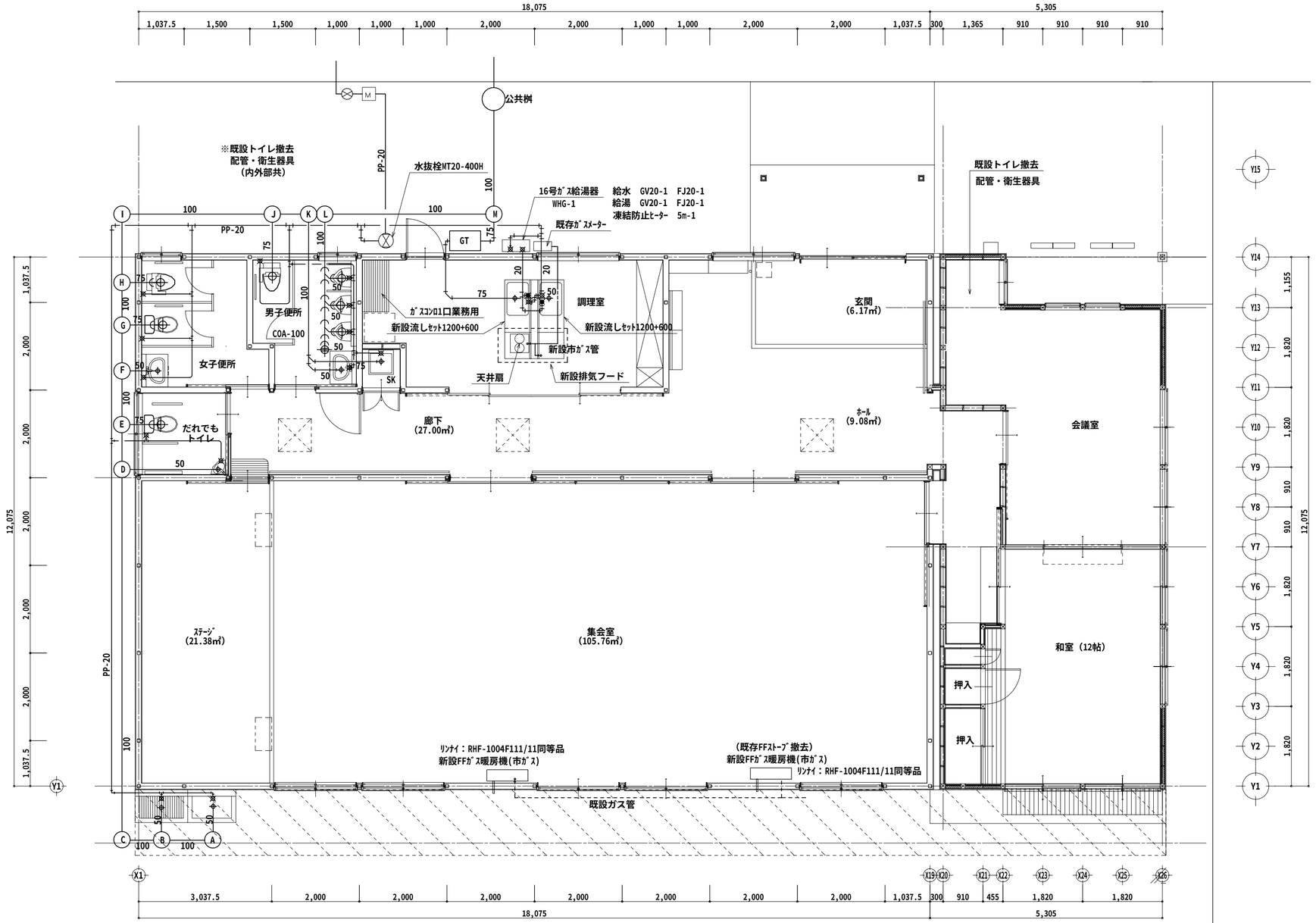

1階　平面詳細図　S:1/75

工事名	東向陽台第二会館改修工事		管理建築士	設計士	担当者	図面名	図面 NO
備考		建築工房 匠 kura (有)池下建築設計　一級建築士事務所 事務所登録　宮城県　第06610073号 981-3302 宮城県黒川郡富谷町三ノ関字三枚橋27-3　Tel・Fax　022-348-8555	池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	池下　久幸 一級建築士 第280837号 日付	日付	改修　給排水給湯衛生設備図 縮尺　1/75	M-2